

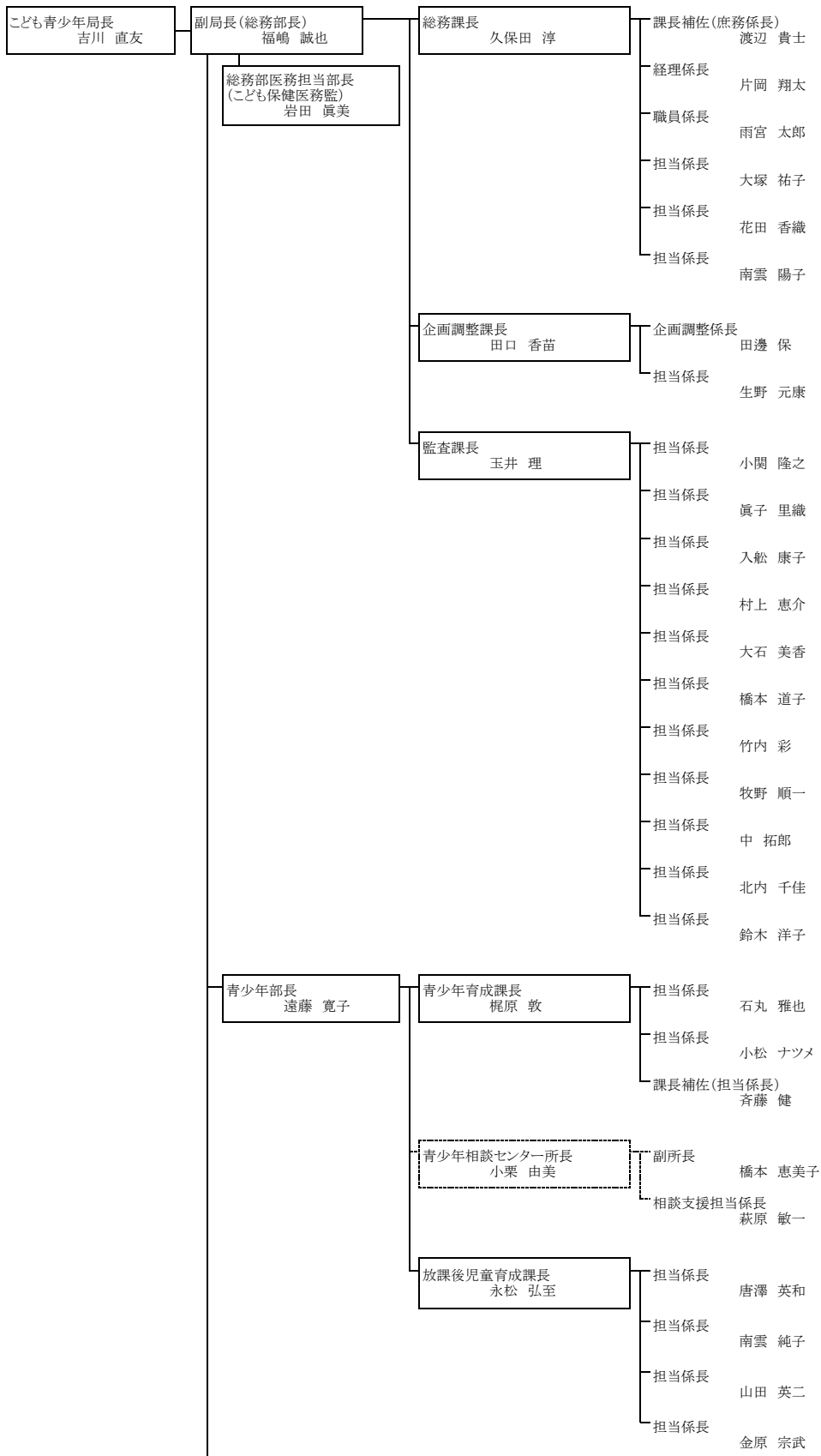
令和4年5月17日  
こども青少年・教育委員会  
こども青少年局

# 機構及び事務分掌

(令和4年5月)

こども青少年局





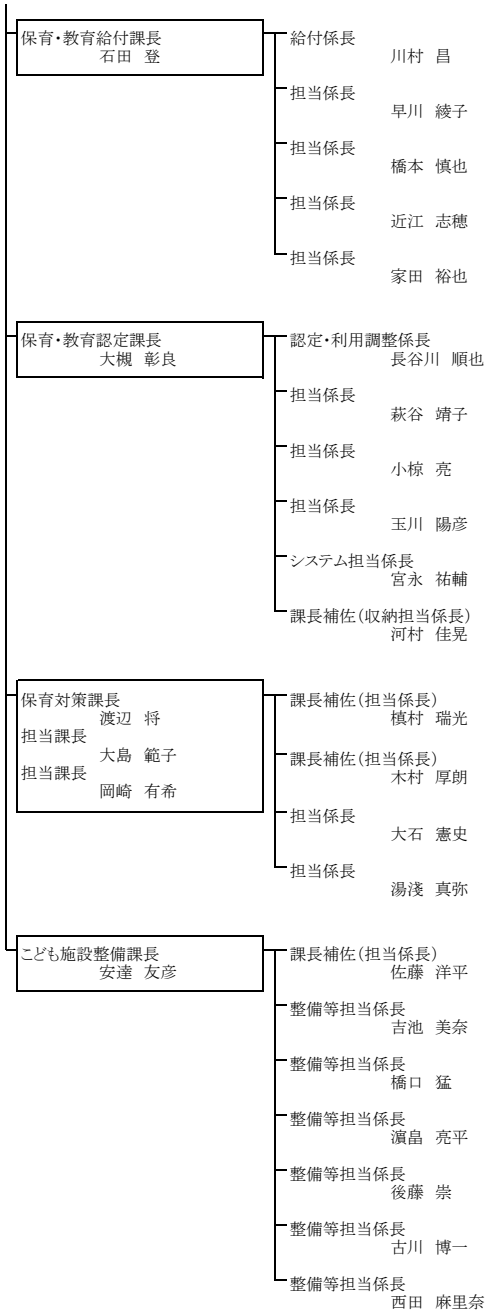
保育・教育部長  
齋藤 真美奈  
保育対策等担当部長  
本城 泰之

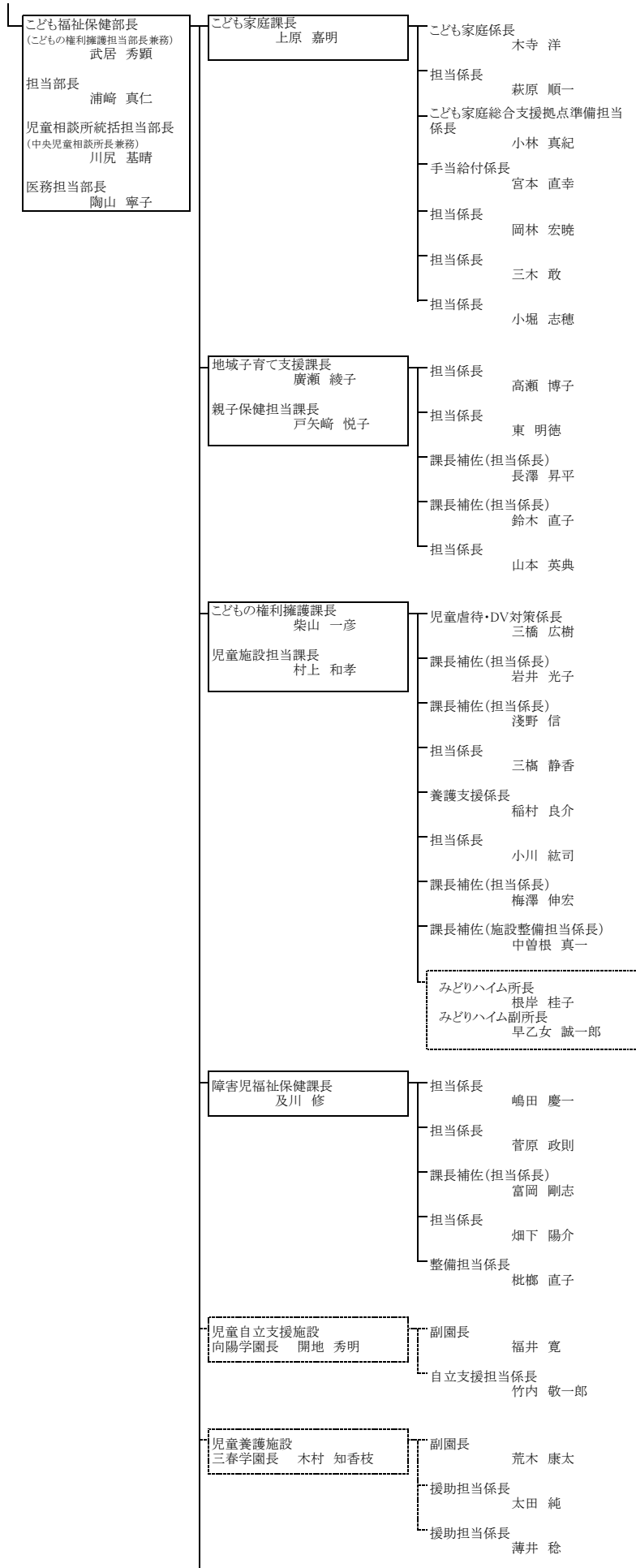
保育・教育支援課長  
小田 繁治  
人材育成・向上支援担当課長  
野澤 裕美  
幼保小連携担当課長  
田村 憲一

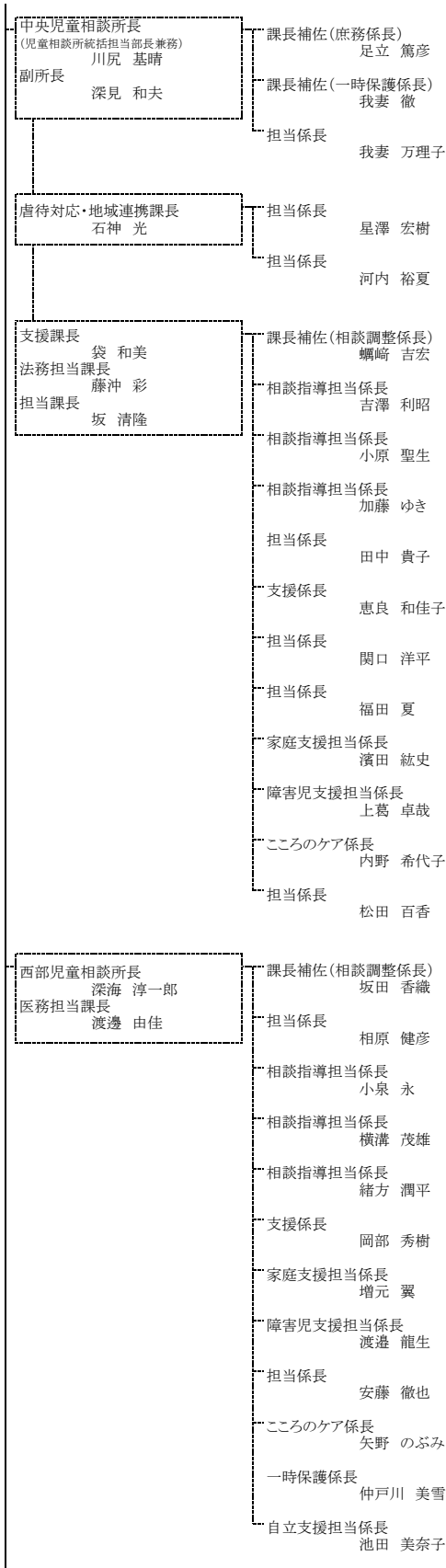
- 事業調整係長 佐藤 真知
- 課長補佐(幼保小連携担当係長) 鈴木 暁範
- 担当係長 小泉 一美
- 人材育成係長 渡辺 由美
- 担当係長 古林 直樹
- 担当係長 鍋田 桂子
- 担当係長 野澤 友美
- 担当係長 田中 紀子
- 担当係長 成勢 祐美子
- 課長補佐(市立保育所係長) 高林 悠紀
- 担当係長 石川 遼太郎
- 担当係長 清水 淳子
- 担当係長 角野 智美
- 担当係長 高橋 一輝
- 担当係長 高橋 百合子
- 担当係長 重石 朋子

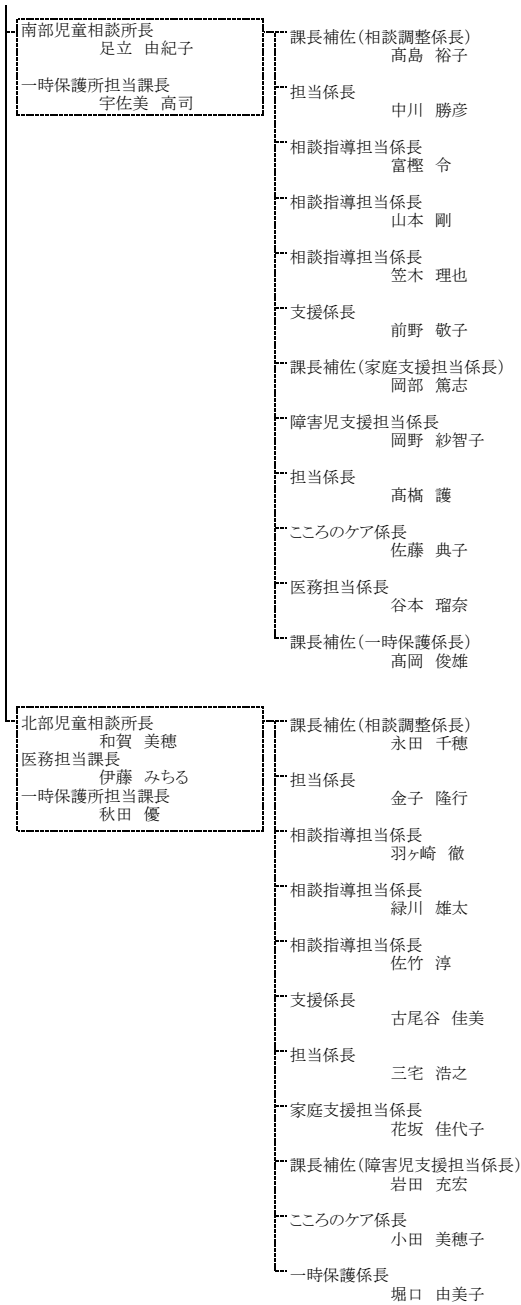
保育・教育運営課長  
古石 正史  
担当課長 真館 裕子

- 課長補佐(運営・指導係長) 大内 学
- 担当係長 永島 しおり
- 担当係長 佐々木 佑輔
- 担当係長 高橋 耕次郎
- 担当係長 五十棲 友美
- 担当係長 安田 翔
- 担当係長 野村 昭子
- 担当係長 小川 伸子
- 担当係長 柘植 慎一郎
- 担当係長 長門 久美子
- 幼児教育係長 杉浦 さおり











## こども青少年局事務分掌

### 総務部

#### 総務課

##### 庶務係

- 1 局内の文書に関すること。
- 2 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- 3 局の危機管理に関すること。
- 4 他の部、課、係の主管に属しないこと。

##### 経理係

- 1 局内の予算及び決算に関すること。
- 2 局内の予算執行の調整に関すること。
- 3 物品の出納保管に関すること。
- 4 局内の財産管理に関すること。
- 5 その他経理に関すること。

##### 職員係

- 1 こども及び青少年に係る事業に従事する人材の研修及び育成等に関すること。
- 2 局所属職員の福利厚生及び衛生管理に関すること。
- 3 局所属職員等の人事に関すること。
- 4 局所属職員の給与その他の勤務条件その他労務に関すること。
- 5 局内の組織に関すること。

### 企画調整課

#### 企画調整係

- 1 こども青少年施策に係る総合的な企画、調整及び調査研究並びに局内の事務事業の調整に関すること。
- 2 こども及び青少年に係る統計調査に関すること（他の部、課の主管に属するものを除く。）。
- 3 横浜市児童福祉審議会に関すること。
- 4 横浜市子ども・子育て会議に関すること。
- 5 子ども・子育て支援新制度に係る総合的な企画、調整及び推進に関すること。
- 6 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく子ども・子育て支援事業計画の策定及び推進に関すること。

### 監査課

- 1 児童福祉に係る事業等の監査に関する企画及び連絡調整に関すること。
- 2 社会福祉法人（児童福祉に係る事業のみを行う法人に限る。）の設立、定款変更、解散、合併の認可等に関すること。
- 3 社会福祉法人の監査その他の指導及び監督に関すること。
- 4 社会福祉法人の改善命令、業務停止命令、役員解職の勧告及び解散命令に関する

ること。

- 5 児童福祉施設等の監査に関すること。
- 6 児童福祉施設の建設に対する助成についての検査等に関すること。
- 7 社会福祉連携推進法人（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 128 条第 1 号イの社会福祉連携推進法人をいう。以下同じ。）（児童福祉に係る事業のみを行う法人のみを社員とする者に限る。）の認定、定款変更、監督等に関すること。
- 8 特に命ぜられた監査その他の指導及び監督に関すること。

## 青少年部

### 青少年育成課

- 1 青少年育成施策に係る企画及び調整に関すること。
- 2 青少年育成施策の振興に係る事業の実施及び調整に関すること。
- 3 青少年育成団体に関すること。
- 4 青少年指導員に関すること。
- 5 青少年施設及び横浜市青少年野外活動センターの運営管理に関すること。
- 6 公益財団法人よこはまユースに関すること。
- 7 部内他の課の主管に属しないこと。

### 放課後児童育成課

- 1 放課後児童育成施策に係る企画及び調整に関すること。
- 2 放課後キッズクラブ事業に関すること。
- 3 はまっ子ふれあいスクール事業に関すること。
- 4 放課後児童健全育成事業に関すること。

## 保育・教育部

### 保育・教育支援課

#### 事業調整係

- 1 保育・教育に係る企画及び調整に関すること（他の部及び課の主管に属するものを除く。）。
- 2 保育・教育施設等の運営管理の総合調整に関すること。
- 3 保育所、認定こども園、幼稚園及び小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及びこれらに準ずるものを含む。同係分担事務 5 において同じ。）の連携の推進に関すること。
- 4 保育所、認定こども園及び幼稚園と小学校の接続の推進に関すること。
- 5 部内他の課の主管に属しないこと。

#### 人材育成係

- 1 保育・教育施設等の業務に従事する人材の育成及び保育・教育の質の向上に係る総合的な企画、調整及び推進に関すること。
- 2 保育・教育の調査研究に関すること。

- 3 保育所及び幼保連携型認定こども園並びに家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業並びに認可外保育施設の保育内容に係る相談に関する事。

#### 市立保育所係

- 1 市立の保育所の調整に関する事。
- 2 保育・教育施設等の給食に関する事。
- 3 保育所及び幼保連携型認定こども園並びに家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業並びに認可外保育施設の保育内容に係る相談に関する事（人材育成係の主管に属するものを除く。）。

#### 保育・教育運営課

##### 運営・指導係

- 1 子ども・子育て支援法に基づく給付費及び委託費に関する事（保育・教育給付課の主管に属するものを除く。）。
- 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の保育・教育に係る助成に関する事（保育・教育給付課の主管に属するものを除く。）。
- 3 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の保育・教育に要した費用の利用者負担に関する事（保育・教育認定課の主管に属するものを除く。）。
- 4 私立の保育所及び幼保連携型認定こども園並びに家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の改善命令、事業停止命令、認可の取消し等に関する事。
- 5 特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者への措置の勧告及び命令に関する事。
- 6 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に係る確認の取消し及び効力の停止に関する事。
- 7 認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）の認定の取消しに関する事。
- 8 特定子ども・子育て支援施設等の確認に関する事（幼児教育係の主管に属するものを除く。）。
- 9 特定子ども・子育て支援施設等の調査、指導及び監査に関する事。
- 10 特定子ども・子育て支援提供者への措置の勧告及び命令に関する事。
- 11 特定子ども・子育て支援施設等に係る確認の取消し及び効力の停止に関する事。
- 12 横浜保育室事業の運営等に関する事（保育・教育給付課及び保育・教育認定課の主管に属するものを除く。）。
- 13 認可外保育施設への助成及び事業停止命令等に関する事（保育・教育給付課の主管に属するものを除く。）。
- 14 その他保育・教育施設等の運営管理に関する事（保育・教育支援課、保育・教育給付課及びこども施設整備課の主管に属するものを除く。）。

#### 幼児教育係

- 1 幼児教育に係る助成、支援及び振興に関すること（保育・教育給付課の主管に属するものを除く。）。
- 2 特定子ども・子育て支援施設等（私学助成を受ける幼稚園に限る。）の確認に関すること。

#### 保育・教育給付課

##### 給付係

- 1 子ども・子育て支援法に基づく給付費の支給及び委託費等の支払に関すること。
- 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の保育・教育に係る助成金の支払に関すること。
- 3 施設等利用費に関すること。
- 4 横浜保育室事業の助成金の支払に関すること。
- 5 認可外保育施設への助成金の支払に関すること。
- 6 一時預かり事業等に係る補助金の支払に関すること。
- 7 その他保育・教育施設等に係る給付費及び助成金に関すること（保育・教育運営課の主管に属するものを除く。）。

#### 保育・教育認定課

##### 認定・利用調整係

- 1 教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定に係る基準等に関すること。
- 2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく保育所等の利用調整に係る基準等に関すること。
- 3 特定教育・保育施設から特定教育・保育を受けたとき及び特定地域型保育事業者から特定地域型保育を受けたときの利用者負担額に関すること。
- 4 小学校就学前子どもの保育の必要性に関すること（保育・教育運営課の主管に属するものを除く。）。

#### 保育対策課

- 1 待機児童対策に係る総合的な企画、調整及び推進に関すること。

#### こども施設整備課

- 1 保育所等の整備及び助成に関すること。
- 2 保育所の設置の認可並びに当該施設の休止及び廃止の承認に関すること。
- 3 幼保連携型認定こども園の設置の認可及び当該施設の休止、廃止等の認可に関すること。
- 4 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の認可並びにこれらの事業の休止及び廃止の承認に関すること。
- 5 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

- 6 認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）の認定に関する事（他の課の主管に属するものを除く。）。

#### こども福祉保健部

##### こども家庭課

##### こども家庭係

- 1 母子福祉及び父子福祉に関する事（特別乗車券に関する事を除く。）。
- 2 寡婦福祉に関する事。
- 3 母子福祉及び父子福祉並びに寡婦福祉に係る社会福祉事業（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第38条の母子・父子福祉施設に係るものを含む。以下この部において「母子父子寡婦福祉事業」という。）の開始、変更、廃止の届出等に関する事。
- 4 母子父子寡婦福祉事業の事業停止命令、その他の指導及び監督に関する事。
- 5 児童福祉、母子福祉、父子福祉、寡婦福祉に係る統計調査に関する事。
- 6 部内他の課、係の主管に属しない事。

##### 手当給付係

- 1 児童手当、特別児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する事。
- 2 特別乗車券に関する事（他の局の主管に属するものを除く。）。

#### 地域子育て支援課

- 1 地域における子育て支援に係る企画及び調整に関する事（他の部及び課の主管に属するものを除く。）。
- 2 地域における子育て支援の推進に関する事。
- 3 母子保健に関する事（横浜市保健所事務分掌規則（平成19年3月横浜市規則第30号。以下「保健所事務分掌規則」という。）第4条こども家庭支援課の項第3号に掲げる事務を除く。）。
- 4 母子の歯科保健に関する事。
- 5 不妊相談及び不妊治療費助成に関する事。

#### こどもの権利擁護課

##### 児童虐待・DV対策係

- 1 児童虐待防止に係る事務の企画及び総合調整に関する事（児童相談所の主管に属するものを除く。）。
- 2 児童相談所との連絡調整に関する事。
- 3 女性に係る福祉の調整及び相談等に関する事（政策局男女共同参画推進課の主管に属するものを除く。）。

##### 養護支援係

- 1 市立の児童福祉施設（保育所、幼保連携型認定こども園及び心身

- 障害児に関する施設を除く。分担事務4を除き、以下この部において同じ。)及び児童相談所の企画、設置及び運営管理に関すること。
- 2 児童福祉施設の設置の認可並びに当該施設の休止及び廃止の承認に関すること。
  - 3 児童福祉施設の改善命令、事業停止命令、認可の取消しその他の指導及び監督に関すること。
  - 4 児童福祉に係る社会福祉事業（児童福祉施設に係るものを除く。「児童福祉事業」という。）の開始、変更、廃止の許可等に関すること（障害児福祉保健課の主管に属するものを除く。）。
  - 5 児童福祉事業の事業停止命令その他の指導及び監督に関すること。
  - 6 児童福祉施設及び里親への措置及び措置費並びに助産等の実施及び実施費用並びに法外扶助に関すること。
  - 7 養育里親名簿等の登録等に関すること。
  - 8 私立の児童福祉施設の建設に対する助成に関すること。
  - 9 その他児童の養護に関すること。

#### 障害児福祉保健課

- 1 知的障害児、肢体不自由児等の心身障害児及び身体障害児（以下「障害児」という。）の福祉保健の推進に関すること（健康福祉局障害福祉課の主管に属するものを除く。以下この部中同じ。）。
- 2 発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）による発達障害児の福祉保健の推進並びに健康福祉局との連携及び調整に関すること。
- 3 障害児及び発達障害児の福祉保健に係る施策に係る企画及び調整に関すること。
- 4 障害児の福祉に係る社会福祉事業（障害児入所施設及び児童発達支援センターの心身障害児及び身体障害児に関する施設（以下この部中「障害児福祉施設」という。）に係るものを除く。）の開始、変更及び廃止の許可等並びに改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督に関すること。
- 5 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）及び身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）による障害児に係る援護及び更生に関すること。
- 6 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）による障害児に係る援護及び更生に関すること。
- 7 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関すること。
- 8 身体障害者等に対する奨学金の支給に関すること。
- 9 学齢期の障害児及び発達障害児の支援に関すること。
- 10 障害児に係る福祉サービスの情報提供に関すること。
- 11 障害児に係わる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(平成 17 年法律第 123 号)に係る事務並びに健康福祉局との連携及び調整に関すること。

- 12 市立の障害児福祉施設の企画及び設置並びに運営管理に関すること。
- 13 障害児福祉施設の設置の認可等並びに当該施設の休止及び廃止の承認等に関すること。
- 14 障害児福祉施設の改善命令、事業停止命令、認可等の取消し、その他の指導及び監督に関すること。
- 15 障害児福祉施設への措置、措置費及び法外扶助に関すること。
- 16 私立の障害児福祉施設の建設に対する助成に関すること。

令和4年度

# 事業概要

子ども青少年局



## 【目 次】

	頁
◎ 令和4年度こども青少年局運営方針	1
◎ 令和4年度こども青少年局予算総括表	6
◎ 保育・教育の基盤づくり	7
◎ 児童虐待対策の推進	9
◎ 子どもの貧困対策	11
◎ 新型コロナ対策	13
◎ 保育士等の処遇改善	14
<b>1 新制度における保育・教育の実施等</b>	<b>15</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○「教育・保育給付」の認定を受けた子どもの保育・教育</li> <li>○延長保育事業</li> <li>○保育・教育コンシェルジュの設置</li> <li>○年度限定保育事業</li> <li>○市立保育所民間移管事業</li> <li>○横浜保育室助成事業</li> <li>○認可外保育施設等利用料助成事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援</li> <li>○無償化に伴う認可外保育施設の質の確保・向上</li> <li>○保育所等における業務効率化推進事業</li> <li>○市立保育所の業務支援システム</li> <li>○給付費申請のオンライン化</li> <li>○保育所入所事務等におけるRPA、AI-OCRの活用</li> <li>○指導・監査</li> </ul>
<b>2 多様な保育ニーズへの対応</b>	<b>17</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○一時預かり事業</li> <li>○幼稚園等における長時間預かり</li> <li>○休日保育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○病児・病後児保育事業</li> <li>○24時間型緊急一時保育事業</li> </ul>
<b>3 保育所等整備事業</b>	<b>18</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○変化する保育ニーズに応えるための既存資源活用策の推進</li> <li>○保育所等の新規整備等</li> </ul>	
<b>4 保育・教育の質の確保・向上、保育士等確保</b>	<b>19</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育・教育の質向上の仕組みづくり</li> <li>○保育・幼児教育職員等研修</li> <li>○幼保小連携・接続事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育資源ネットワーク構築事業の充実</li> <li>○保育士・幼稚園教諭等の保育者の確保</li> </ul>
<b>5 幼児教育の支援</b>	<b>21</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○私学助成幼稚園等に係る施設等利用給付費</li> <li>○私立幼稚園等預かり保育補助事業～わくわく！はまタイム～</li> <li>○私立幼稚園2歳児受入れ推進事業</li> <li>○私立幼稚園等一時預かり保育補助事業</li> <li>○私立幼稚園等補助事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○私立幼稚園等特別支援教育費補助事業</li> <li>○私立幼稚園等施設整備費補助事業</li> <li>○幼稚園教諭等住居手当補助事業</li> <li>○保育・教育の質の確保・向上</li> </ul>
<b>6 放課後の居場所づくり</b>	<b>23</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○放課後キッズクラブ事業</li> <li>○放課後児童クラブ事業</li> <li>○特別支援学校はまっ子ふれあいスクール事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○プレイパーク支援事業</li> <li>○放課後児童育成事業の質の向上に向けた取組</li> </ul>
<b>7 すべての子ども・若者の健全育成の推進</b>	<b>25</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○青少年を育む地域の環境づくり</li> <li>○青少年育成に携わる団体等の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○青少年関係施設の運営等</li> <li>○横浜市子ども・若者支援協議会の運営</li> </ul>
<b>8 困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実</b>	<b>26</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○青少年相談センターにおける相談・支援事業</li> <li>○地域ユースプラザ事業</li> <li>○若者サポートステーションにおける相談・支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○よこはま型若者自立塾</li> <li>○寄り添い型生活支援事業</li> <li>○就職氷河期世代相談サポート付集中プログラム事業</li> </ul>

9	地域療育センター関係事業 ○地域療育センターの運営 ○総合リハビリテーションセンターにおける障害児支援の充実	○発達障害児等の通所支援	27
10	在宅障害児及び施設利用児童への支援等 ○障害児通所支援事業等 ○学齢後期障害児支援事業 ○障害児医療連携支援事業	○特別児童扶養手当事務費 ○障害児入所支援事業等	28
11	妊娠から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実 ○子育て世代包括支援センター事業 ○妊婦・産婦健康診査事業 ○妊婦歯科健康診査事業 ○母子保健指導事業 ○乳幼児健康診査事業 ○新生児聴覚検査事業	○妊娠・出産サポート事業 ○育児支援事業 ○こんにちは赤ちゃん訪問事業 ○乳幼児発達支援事業 ○不妊・不育相談等支援事業	29
12	地域における子育て支援の充実 ○地域子育て支援拠点事業 ○親と子のつどいの広場事業 ○保育所・幼稚園・認定こども園子育てひろば事業 ○子育て支援者事業	○親子の居場所事業(常設)従事者のための体系的な研修の実施 ○横浜子育てサポートシステム事業 ○乳幼児一時預かり事業 ○子育て家庭応援事業	31
13	ひとり親家庭等の自立支援 ○ひとり親家庭等自立支援事業		33
14	DV対策事業 ○DV被害者等に対する地域での生活に向けた支援の充実 ○女性緊急一時保護施設補助事業	○加害者更生プログラムへの事業費補助 ○母子生活支援施設緊急一時保護事業	34
15	児童扶養手当等 ○児童扶養手当	○特別乗車券の交付	34
16	区と児童相談所における児童虐待への対応の強化 ○児童相談所の運営と機能強化 ○養育支援の充実	○区役所の機能強化と地域等との連携、児童虐待防止の取組	35
17	社会的養護の充実 ○里親制度等の推進 ○施設等を退所する子どもへの支援	○児童措置費等	37
18	ワーク・ライフ・バランスの推進 ○ワーク・ライフ・バランスの推進		38
19	計画の推進 ○横浜市子ども・子育て支援事業計画の推進	○横浜市子どもの貧困対策に関する計画の推進	38
20	児童手当 ○児童手当		39
21	母子父子寡婦福祉資金貸付事業(母子父子寡婦福祉資金会計) ○母子父子寡婦福祉資金貸付事業		40

# 令和4年度 こども青少年局運営方針

## I 基本目標

未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」の実現

## II 目標達成に向けた施策

令和4年度は「第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画」に定める目標・方向性の実現に向け、生まれる前から青少年期に至るまでの、切れ目のない総合的な事業・施策を着実に実施します。

また、長引く新型コロナウイルス感染症の影響から、子育て家庭の生活や暮らしをお守りするとともに、支援を必要としている方へ必要な支援が届くよう、対策を進めてまいります。

前例にとらわれない新たな発想や取組にチャレンジし、様々な課題の解決に取り組むことで、子どもたちの健やかな成長を守るとともに、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを推進します。

### 1 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

○保育・幼児教育の「質の確保・向上」、保育所等の整備による「場の確保」、保育士等の採用や定着支援などの「保育・幼児教育を担う人材の確保」に一体的に取り組むとともに、多様化する保育ニーズへの対応など、横浜の保育・幼児教育の基盤づくりを総合的に進めます。

【新規・拡充事業等】○「よこはま☆保育・教育宣言」の理解の促進・実践／○医療的ケア児の受入れに関するガイドラインの策定／○保育所等整備事業／○離職防止のための相談窓口の設置

### 2 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

○子どもたちの放課後の安全・安心な居場所を確保するとともに、その質の維持・向上を図ります。全ての子ども・青少年が、社会との関わりの中で健やかに成長できるよう、体験活動の機会や居場所の提供の充実を図るとともに、その成長を見守り、支えるため、地域における環境づくりを進めます。

【新規・拡充事業等】○放課後キッズクラブ事業／○放課後児童クラブ事業／○青少年の地域活動拠点づくり事業／○子ども・若者実態調査

### 3 若者の自立支援施策の充実

○ひきこもり等の困難を抱える若者の自立に向けて、早期発見・早期支援の取組を推進するとともに、本人の状態に応じ、次のステップアップにつながる段階的かつ切れ目のない支援を行います。

【新規・拡充事業等】○青少年相談センターにおける相談・支援事業／○地域ユースプラザ事業／○若者サポートステーションにおける相談・支援／○よこはま型若者自立塾／○寄り添い型生活支援事業

### 4 障害児への支援の充実

○増加傾向にある発達障害など、障害児が適切な支援を受けられるよう、地域療育センターを中心とした支援の充実を図るとともに、障害児通所支援のサービスの質の維持・向上を図ります。

○医療的ケア児等が在宅生活において必要とする、医療・福祉・教育分野等の総合的な相談体制の構築及び受入体制の充実に取り組みます。

【新規・拡充事業等】○地域療育センター運営事業／○障害児通所・入所支援事業／○在宅障害児支援の充実に向けた調査／○学齢後期障害児支援事業／○医療的ケア児・者等支援促進事業

### 5 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

○全ての子育て家庭及び妊産婦が安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠から出産・子育てまで切れ目のない支援を充実させます。

○心身ともに不安定になりやすい妊娠中から出産後、乳幼児期にわたり必要な支援を受けられるよう、相談体制の強化等により、母子の健康の保持・増進を図ります。

【新規・拡充事業等】○子育て世代包括支援センター事業／○妊婦・産婦健康診査事業  
○乳幼児健康診査事業／○こんにちは赤ちゃん訪問事業／○不妊・不育相談等支援事業

## 6 地域における子育て支援の充実

○安心して出産・子育てができるよう、地域における子育て支援の場や機会の拡充を図るとともに、子育てに関する情報提供・相談対応の充実や、地域ぐるみで子育てを温かく見守る環境づくり等、子どもの健やかな育ちを支える取組を進めます。

【新規・拡充事業等】○地域子育て支援拠点事業／○親と子のつどいの広場事業／○親子の居場所従事者のための体系的な研修の実施／○横浜子育てサポートシステム事業／○乳幼児一時預かり事業

## 7 ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止

○ひとり親家庭の生活の安定・向上のため、個々の家庭に応じた子育て、生活、就業の支援及び子ども自身へのサポートなど総合的な自立支援を進めます。DVの防止に向け、広報・啓発を行うとともに、DV等の被害者に対し、相談から保護、自立に向けた切れ目のない支援の充実を図ります。

【新規・拡充事業等】○高等職業訓練促進資金貸付事業／○高等職業訓練促進給付金／○思春期・接続期支援事業／○母子生活支援施設入所者の自立支援及び退所者支援

## 8 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

○子どもの命と権利を守るため、児童虐待の発生防止に向けた取組を一層強化するとともに、児童相談所及び区役所の機能強化、職員の専門性の向上、地域や関係機関との連携強化など児童虐待防止対策を総合的に推進します。

○様々な理由により家庭で暮らすことのできない児童が、里親などのより家庭的な環境で生活できるよう、社会的養護体制の充実を図ります。

【新規・拡充事業等】○児童虐待防止対策事業／○児童相談所の新設及び再整備／○横浜型児童家庭支援センター／○こども家庭総合支援拠点機能の整備／○里親制度の広報啓発／○ファミリーホーム事業  
○児童養護施設等を退所した子どもへのアフターケア

## 9 ワーク・ライフ・バランスと子ども・青少年を大切にす地域づくりの推進

○ワーク・ライフ・バランスと多様で柔軟な働き方の推進に向けた企業等への支援や、男女が共に家事や子育てを担うための啓発等を進めます。

○社会全体で子どもを見守り、子どもを大切にす機運の醸成に取り組むとともに、事件・事故から子どもを守るための取組や、子育て家庭にも優しい環境整備の推進により、安全・安心な暮らしの確保に向けた地域づくりを目指します。

【新規・拡充事業等】○ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発／○父親育児支援／○地域における子どもの居場所づくり推進事業／○子どもの事故予防啓発／○ヤングケアラーの支援に向けた取組

## ◆ 新型コロナウイルス感染症対策

○新型コロナウイルス感染拡大が続き、市民生活や経済活動が大きな影響を受けていることを踏まえ、引き続き、感染症対策を徹底し、子どもや家庭の安全・安心をお守りするとともに、新たな日常への取組に一層の力を入れて取り組んでいきます。

【新規・拡充事業等】○児童福祉施設等における感染症拡大防止対策事業／○妊産婦等総合対策事業  
○障害児施設等に対する抗原検査事業／○ひとり親世帯フードサポート事業

## ◆ デジタル化・業務効率化の推進

○子育て世帯の利便性向上や業務の効率化を推進するため、行政手続きのオンライン化や、RPA、AI-OCRなどのデジタル技術の活用等に取り組みます。

【新規・拡充事業等】○給付費申請のオンライン化／○一時預かり事業における予約システムの導入  
○市立保育所の業務支援システムの導入／○保育所入所事務や母子保健業務等における RPA、AI-OCR の活用

### Ⅲ 目標達成に向けた組織運営

#### 1 人材育成・チーム力の強化

- 職員の力を最大限に発揮できるように、責任職は、職員自らがよく考え、日々の仕事を進められるよう支援するとともに、「横浜市人材育成ビジョン」を踏まえ、OJT や研修参加など、職員一人ひとりの能力開発とキャリア形成支援に取り組みます。
- 職員間のつながりや相互の情報共有を充実し、課を超えた業務連携や連続性を意識した施策の検討・実施などにより「チームこども」の機運を醸成します。
- 「子ども・青少年にとって」の視点から、区や関係局とも組織を超えて連携し「チーム横浜」として施策・事業に取り組みます。

#### 2 持続可能な財政運営の推進

- 限られた経営資源の中で、横浜の子ども・青少年のために、各施策・事業が最大限の効果上げられるよう、PDCAサイクルを着実に実施するとともに、既存事業の廃止・転換を含め、優先度に基づく事業展開を行います。
- 職員一人ひとりが従来の行政運営からの転換を意識し、デジタル技術やデータの活用等、効率的・効果的な手法の導入を検討します。

#### 3 ワーク・ライフ・バランスの実現とワークスタイル改革の推進

- 職員一人ひとりが、働き方を見直し、主体的に家事・育児、地域活動、個人の自己啓発等仕事以外の「生活」との調和を図り、心身ともに健康でいきいきと働ける職場環境づくりを推進します。
- 責任職は、計画的な年次休暇の取得や長時間労働の是正をはじめ、出生支援休暇や男性職員の育児休業の取得など、職員の状況に応じた仕事と家庭の両立を支援するとともに、業務の適切な進捗管理や職員間の協力体制の確保、業務量の適正化など、職場マネジメントを推進します。
- 職員一人ひとりがペーパーレスや文書整理の徹底、会議の効率化など具体的な取組を進めるとともに、横浜版フレックスタイムやテレワークの活用等、ワークスタイル改革を推進します。

#### 4 市民満足（CS）と職員満足（ES）の向上

- 子ども・青少年の視点に立った支援を行うとともに、市民や事業者に寄り添ったわかりやすく丁寧な対応を心がけます。
- 性別や職種、雇用形態、勤務形態等にかかわらず、全ての職員が意欲と能力を発揮できるように、活発なコミュニケーションが行われ、職員同士が「認め合う・支え合う」働きやすい職場環境づくりを進めます。責任職は職員一人ひとりへ日々の取組に対する「感謝」や今後に向けての「期待」を具体的に伝えます。
- 事務処理ミスや不祥事を防止するため、職場全体でリスクマネジメントに取り組み、区や関係機関などと連携を図りながら、市民の皆様の期待や信頼に応える行政を推進します。

#### 5 協働と共創の推進

- 未来を担う子ども・青少年の健やかな育ちを社会全体で支えるため、保育所や幼稚園、学校、地域、NPO 法人、医療機関、企業など様々な主体との協働・共創による取組を推進します。
- 職員一人ひとりが、子どもや青少年を取り巻く社会情勢の変化にアンテナを張るとともに、積極的に地域に出向き、現場の声を聞くなど、現場発意の施策立案・改善を推進します。

# 「横浜市子ども・子育て支援事業計画」における施策分野と事業概要の項目



## 施策分野1 子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる

### 基本施策① 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

- 1 新制度における保育・教育の実施等    2 多様な保育ニーズへの対応  
3 保育所等整備事業    4 保育・教育の質の確保・向上、保育士等確保    5 幼児教育の支援

### 基本施策② 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

- 6 放課後の居場所づくり    7 すべての子ども・若者の健全育成の推進

### 基本施策③ 若者の自立支援施策の充実

- 8 困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実

### 基本施策④ 障害児への支援の充実

- 9 地域療育センター関係事業    10 在宅障害児及び施設利用児童への支援等

## 施策分野2 誰もが安心して出産・子育てができる環境をつくる

### 基本施策⑤ 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

- 11 妊娠から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実

### 基本施策⑥ 地域における子育て支援の充実

- 12 地域における子育て支援の充実

### 基本施策⑦ ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止

- 13 ひとり親家庭等の自立支援    14 DV対策事業    15 児童扶養手当等  
21 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

## 施策分野3 社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる

### 基本施策⑧ 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

- 16 区と児童相談所における児童虐待への対応の強化    17 社会的養護の充実

### 基本施策⑨ ワーク・ライフ・バランスと子ども・青少年を大切にする地域づくりの推進

- 18 ワーク・ライフ・バランスの推進

## 計画の推進・その他

- 19 計画の推進    20 児童手当



## 令和4年度 こども青少年局予算総括表

(単位：千円)

(一般会計)					
項 目	令和3年度	令和4年度	差 引	前年度比 (%)	備 考
こども青少年費	318,823,769	329,048,039	10,224,270	3.2	
青少年費	22,734,699	22,670,619	△ 64,080	△ 0.3	こども青少年総務費、青少年育成費
子育て支援費	195,604,392	205,255,754	9,651,362	4.9	地域子育て支援費、保育・教育施設運営費、幼児教育費、放課後児童育成費、保育所等整備費
こども福祉保健費	100,484,678	101,121,666	636,988	0.6	児童措置費、こども家庭福祉費、親子保健費、こども手当費、児童福祉施設運営費、児童相談所費、児童福祉施設整備費
諸支出金	546,553	521,056	△ 25,497	△ 4.7	
特別会計繰出金	546,553	521,056	△ 25,497	△ 4.7	母子父子寡婦福祉資金、水道事業、自動車事業及び高速鉄道事業会計繰出金
一般会計計	319,370,322	329,569,095	10,198,773	3.2	
(特別会計)					
母子父子寡婦福祉資金会計	1,129,605	907,870	△ 221,735	△ 19.6	母子父子寡婦福祉資金貸付金、事務費、公債費、一般会計繰出金
特別会計計	1,129,605	907,870	△ 221,735	△ 19.6	



## 特集1

# 保育・教育の 基盤づくり

乳幼児期は、生涯にわたる生きる力の基礎を培う大切な時期であり、人間形成にとって重要な時期です。

子どもの豊かな育ちを支えるためには、家庭、地域、保育所、幼稚園、認定こども園など育ちの場が変わっても、子どもの最善の利益が尊重されることが大切です。「質の確保・向上」「受入枠の確保」「人材確保」の一体的取組により、横浜の保育・教育の基盤づくりを進めます。

また、幼児教育・保育の重要性、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、幼児教育・保育の無償化を引き続き実施します。

## 質の確保・向上

子どもの豊かな育ちを支えるためには、全ての保育所や幼稚園等で保育士や幼稚園教諭などの保育者が高い専門性と意欲を持つことが大切です。保育・教育の質の確保・向上に向け、研修の充実を図るとともに、保育・教育の方向性を示した「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」の理解を深めるための取組を推進します。

あわせて、施設・園がその保育者を支え、適切に運営できる体制を整えることにより質の高い保育を保障していきます。また、医療的ケア児の受け入れを推進していきます。

## 受入枠の確保

本市における保育所等の利用希望は引き続き増加しており、特に1，2歳児の保育ニーズへの対応が必要です。変化する保育ニーズに対応するため、地域の状況に基づき、既存の保育・教育資源の活用を進めます。受入枠が不足するエリアについては、保育所等を整備するなど、待機児童解消に向けて、市全体で新たに1,290人分の受入枠を確保します。

## 人材確保

保育士・幼稚園教諭等の保育者の需要が高まる一方で、養成施設の入学者が減少傾向にあるなど、新たな担い手の確保が厳しい状況が続いています。これから保育者を目指す方に、本市の保育の魅力を感じてもらふことや、保育者が社会基盤を支えるエッセンシャルワーカーとして、自信と誇りを持って長く働ける職場環境の構築が重要です。

採用と定着の両輪で支援を進め、子どもの豊かな育ちを支える保育者の確保に取り組みます。

### 【参考】幼児教育・保育の無償化の対象範囲等

施設・事業名	3～5歳児・市民税非課税世帯の0～2歳児
幼稚園、保育所、認定こども園等	全員（※）
幼稚園及び認定こども園（教育利用）の預かり保育	保育の必要性があると認定された子ども
認可外保育施設、一時預かり事業等	保育の必要性があると認定された子ども
障害児通園施設等	全員

※ 保育料の無償化に加え、3～5歳児の給食の副食費分について、低所得世帯等を対象に軽減措置を実施します。

# 令和4年度の重点取組

## 1 質の確保・向上

事業・取組名		主な取組内容等
(1)	保育・教育の質の確保・向上 ＜拡充＞ 【1億4,599万円】	職種や経験年数別研修の他、園内研修や公開保育の実施を推進します。また、 <u>子ども主体の「遊び」に関する研究を行い、幼保小の好事例となる実践の普及に取り組みます。</u>
(2)	医療的ケア児の受入れ推進 ＜新規・拡充＞ 【5億8,157万円】	ア 保育・教育施設で <u>医療的ケア児を受け入れる際の基本的な事項や留意事項等をまとめたガイドラインを策定</u> します。
		イ <u>医療的ケア児の受入体制を確保するための看護師雇用経費の拡充</u> を行います。
(3)	栄養士・調理員の確保 ＜拡充＞【28億7,623万円】	自園調理やアレルギー児対応を行うための栄養士・調理員の確保を進めるため、 <u>雇用費の補助単価を拡充</u> します。

## 2 受入枠の確保

事業・取組名		主な取組内容等	
(1)	保育ニーズの高い1歳児の受入枠拡大 ＜新規・拡充＞	ア 1歳児枠拡大に向けた定員構成の見直し ＜拡充＞ 【5,250万円】	既存施設において、引き続き1歳児の受入枠を拡大するための定員変更を行う場合の補助を実施するとともに、 <u>新たに3～5歳児の定員を削減し、1歳児受入枠を拡大する場合にも補助</u> します。
		イ 中規模な改修による既存活用推進事業 ＜新規＞ 【3,925万円】	保育ニーズが引き続き見込まれる地域に所在する保育所等を対象に、 <u>老朽化した設備等の改修費用への新たな補助を実施し、あわせて1、2歳児受入枠を拡大するための加算をモデル実施</u> します。
(2)	既存施設連携型1、2歳児保育所の整備 【2,520万円】	同一法人内の既存施設との連携により進級先を確保し、1、2歳児に特化した保育所等を整備します。	
(3)	幼稚園等における長時間預かり ＜拡充＞ 【40億1,335万円】	私立幼稚園等預かり保育補助事業～わくわく！はまタイム～を <u>新たに2園</u> 、私立幼稚園2歳児受入れ推進事業を <u>新たに5園</u> で実施します。	

## 3 人材確保

事業・取組名		主な取組内容等
(1)	保育士確保に向けた横浜の保育PR強化 ＜拡充＞ 【400万円】	養成校の学生等に向けて、 <u>Instagram等を活用して横浜市で保育士として働く魅力のPRを強化</u> します。
(2)	離職防止のための相談窓口の設置 ＜新規＞ 【400万円】	保育士等が労働環境等で悩んだ際に、 <u>保育士等の不安を解消し、離職防止を図るために、保育業界に詳しい社会保険労務士等の専門家に相談できる窓口を設置</u> します。
(3)	保育・教育人材に対する住居にかかる支援 ＜拡充＞ 【26億7,890万円】	保育所等を運営する民間事業者に対して、 <u>雇用する保育士向けに宿舍を借り上げるための補助</u> を行います。（申請見込み件数：4,465戸） 幼稚園教諭等に対して、 <u>住居手当の補助</u> を引き続き実施します。（申請見込み件数：416人相当分）

# 児童虐待 対策の 推進

令和3年10月に改正した「横浜市子供を虐待から守る条例」及び「児童虐待に対する8つの対策」を基に、総合的な児童虐待対策に取り組めます。

令和4年度は、新たな児童相談所整備に着手するほか、区・児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化を図るとともに、人材育成や支援策の充実など、これまでの取組を更に強化し、子どもの安全確保を最優先として、対策を進めていきます。

また、「子どもに対する体罰等の禁止」などについて、同条例で明文化したことを踏まえ、広報・啓発を強化し、体罰等によらない子育てを推進していきます。

## 「横浜市子供を虐待から守る条例」の一部改正と児童虐待に対する8つの対策

### ◇「横浜市子供を虐待から守る条例」の一部改正

令和元年10月に児童虐待防止法が改正され、親権者による体罰の禁止などが明文化されたことを踏まえ、令和3年10月に本条例の改正を行いました。体罰その他の子どもの品位を傷つける行為がなく、全ての子どもが一人の人間として尊重され、健やかに成長することができる社会の形成に取り組むことなどを追記しており、改正した条例の理念に基づいた対策を推進していきます。

### ◇横浜市の児童虐待に対する8つの対策

児童虐待の未然防止から発生時対応、再発防止、児童の自立に向けた支援に至るまでの対応を、「8つの対策」にまとめ、総合的に取り組んでいます。

## 令和4年度の重点取組

### 1 支援策の充実 : 区・児童相談所などの支援策を充実することで、虐待の未然防止から再発防止まで、それぞれの対策を強化し、子どもの安全を守ります。

事業・取組名	主な取組内容等
(1) かながわ子ども家庭 110 番相談 LINE 【3,000 万円】	家族の悩みや子育ての不安などを気軽に相談できるようにするため、「かながわ子ども家庭 110 番相談 LINE」を運用し、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に取り組めます。
(2) 妊娠・出産サポート事業 【1 億 4,418 万円】	「にんしん SOS ヨコハマ」の運営、産後母子ケア事業のほか、産後うつ等の心の不調を抱える妊産婦や家族が精神科医に相談しやすい環境を整備するための「おやこの心の相談」を実施します。

### 2 体制の整備・強化 : 支援の中心を担う区、児童相談所、学校をはじめ、施策を推進するための体制を強化します。

事業・取組名	主な取組内容等
(1) こども家庭総合支援拠点の整備<拡充> 【6 億 7,543 万円】	区こども家庭支援課に、 <u>児童福祉法に基づく拠点機能を整備し、区役所において、要保護児童等の支援が必要な子ども・家庭への支援を強化します。(4 年度: 8 区 (3 年度: 10 区))</u>
(2) 公立児童福祉施設整備事業 <拡充> 【3 億 6,673 万円】	増加する児童虐待対応と支援強化のため、児童相談所の再整備を進めます。(南部児童相談所: 移転新設工事、中央児童相談所・北部児童相談所: 一部改修工事 等) また、 <u>鶴見区で新たな児童相談所の整備に着手します。</u>
(3) 児童相談所の機能強化 <拡充> 【17 億 9,335 万円】	児童虐待相談対応件数や一時保護件数の増を踏まえ、 <u>各児童相談所の相談・支援体制の強化を進めます。また、新たな児童相談所の開所までの間、市内東部方面に中央児童相談所のサテライト拠点を設置することで児童虐待への迅速な対応を図ります。</u>

**3 組織的対応の強化**：「子ども虐待対応における連携強化指針」に基づいて区と児童相談所の連携を強化し、組織的対応を推進します。

事業・取組名	主な取組内容等
児童虐待初期対応事業 【1億5,150万円】	「よこはま子ども虐待ホットライン」の運営など、24時間365日の児童虐待相談・通告に迅速かつ的確に対応します。

**4 人材育成**：区の虐待対応力の向上と、児童相談所の専門性強化に加え、関係機関を対象にした研修を充実します。

事業・取組名	主な取組内容等
専門性強化の取組<拡充> 【2,882万円】	虐待対応における専門性強化のため、区の虐待対応に関わる職員及び児童相談所職員向けの専門家による研修や中堅職員に向けたスキルアップ研修を実施するなど、人材育成の充実を図ります。4年度は、 <u>一時保護所職員を対象に、児童の権利擁護意識の向上を図るための専門研修を拡充</u> します。

**5 関係機関相互の連携強化**：要保護児童対策地域協議会の充実により、関係機関相互の多様なネットワークを形成し、連携強化を推進します。

事業・取組名	主な取組内容等
関係機関との情報共有、連携強化<拡充> 【2,811万円】	地域における支援体制の維持・向上を図るため、関係機関向けの研修実施など、ネットワークの充実を図ります。また、 <u>他都市との迅速な情報共有を図るためのシステム改修を行い、児童虐待の早期発見と適切な対応につなげます。</u>

**6 社会的養護の推進**：児童福祉施設の整備、家庭的な環境での養育の推進、退所後児童に対するアフターケアの充実など、子どもを支える一貫した社会的養護体制づくりを推進します。

事業・取組名	主な取組内容等
(1) 里親制度等の推進<拡充> 【1億6,923万円】	広く市民に向けた制度説明会や広報等、普及啓発に取り組みます。4年度では、 <u>SNS等を活用した制度の認知度向上に取り組みます。</u> また、 <u>研修の受入人数を増やし、里親認定者数の増加を図ります。</u>
(2) 養育支援の充実<拡充> 【5億1,490万円】	各区の <u>横浜型児童家庭支援センター</u> で、区役所や児童相談所などの関連機関と連携し、家庭での子育てに関する専門的な相談や支援が必要な家庭の見守り、一時的な子どもの預かり等を実施します。 <u>安定した施設運営ができるように、産休等代替職員を雇用する費用を補助</u> します。

**7 広報啓発の強化**：支援を必要とする保護者に向けた啓発の取組や、地域の力で子どもと家庭を支える環境づくりを推進します。

事業・取組名	主な取組内容等
広報・啓発<拡充> 【848万円】	「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づき、関係機関等と連携した広報・啓発事業を実施します。特に <u>条例改正で明文化した「子どもに対する体罰等の禁止」</u> などについて、 <u>SNS等を活用することにより広報・啓発を強化</u> します。

**8 地域子育て支援の推進**：育児の孤立化を防止し、安心して子育てができる環境をつくるため、地域における多様な子育て支援策を推進します。

事業・取組名	主な取組内容等
地域子育て支援拠点事業<拡充> 【13億7,658万円】	地域子育て支援拠点サテライトの設置（ <u>新規1か所、継続7か所</u> ）と拠点サテライトにおける利用者支援事業を実施（ <u>新規1か所、継続6か所</u> ）します。



# 子どもの貧困対策

「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」に基づき、子どもの育ちや成長を守り、貧困の連鎖を防ぐため、教育、福祉、子育て支援等の総合的な取組を進めます。

令和4年度は、子どもの生活・学習支援の実施か所数等を拡充するなど、将来の自立に向けた基盤づくりを着実に推進します。

また、ひとり親世帯に対する自立支援や減免制度、子ども食堂等の地域の取組支援の充実を図るとともに、新たに、ヤングケアラーの支援に向けた実態把握調査等を行います。

## 横浜市の子どもの貧困対策の基本目標

横浜の未来を創る子ども・青少年が、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくりだしていく力を育むことができるまち「よこはま」を目指します。

子ども・青少年が健やかに育ち、自立した個人として成長できるよう、その生まれ育った環境に関わらず、教育・保育の機会と必要な学力を保障し、たくましく生き抜く力を身に付けることができる環境を整えます。

## 令和4年度の重点取組

### 1 将来の自立に向けた基盤づくりのための「生活支援・学習支援」

事業・取組名		主な取組内容等
(1)	寄り添い型生活支援事業 ＜拡充＞ 【3億 1,433万円】	養育環境に課題がある家庭に育つ小・中学生等に対し、生活・学習習慣（食事、歯磨き、宿題など）の習得のための支援を実施します。 ○実施か所数 1か所増（3年度：18区・20か所） また、事業所から遠方に居住する児童や低学年児童等の利用促進及び安全確保のため、送迎を強化します。
(2)	寄り添い型学習支援事業 《健康福祉局》 【2億 5,761万円】	貧困の連鎖の防止に向け、将来の自立に重要な高校進学を希望する中学生に対する学習支援を全区で実施します。また、高校に行っていない子どもも含めた高校生世代に対し、将来の自立に向けた講座の開催や、居場所等の支援を実施します。 ○実施か所数 18区・41か所（3年度：44か所）
(3)	放課後学び場事業＜拡充＞ 《教育委員会事務局》 【2,210万円】	家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない小・中学生に対する学習支援を学校等において実施します。 ○実施校：35校（小学校）、73校（中学校※） ※4年度から新たに企業やNPO法人による運営委託を10校程度で実施
(4)	就学奨励事業 《教育委員会事務局》 【23億 951万円】	小・中学校へ通学させるのに経済的な理由でお困りの児童生徒の保護者に対し、学用品費、修学旅行費、学校給食費等を援助し、就学を奨励します。また、小・中学校への入学前に学用品等を購入するための入学準備費の支給を実施します。 小学校・中学校の個別支援学級に通学する方の経済的負担を軽減することを目的として、就学奨励費を支給します。

## 2 困難を抱える子ども・若者、家庭を支援につなぐ「仕組みづくり」

事業・取組名		主な取組内容等
(1)	地域における子どもの居場所づくり推進事業<拡充> 【1,400万円】	「子ども食堂」等の地域の取組が推進されるよう、支援に取り組みます。 ○子どもの居場所づくり活動支援補助金の交付 ○子どもの居場所づくり支援アドバイザーの派遣による相談支援 ○フードバンク等と連携した食材等の配布<拡充> 等
(2)	ひきこもり支援の推進<拡充> 《こども青少年局、健康福祉局》 【8,608万円】	青少年相談センター（ひきこもり地域支援センター）において、ひきこもり等困難を抱える若者の自立及び社会参加に向けた支援を進めていきます。また、 <u>健康福祉局と連携し、ひきこもり支援体制を強化することにより、切れ目なく全ての年代の方に寄り添った支援に取り組んでいきます。</u>
(3)	ヤングケアラーの支援に向けた取組<新規> 《こども青少年局、健康福祉局、教育委員会事務局》 【1,200万円】	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども、 <u>いわゆる「ヤングケアラー」について、本市における実態を把握するための調査を実施します。また、社会的認知度の向上を図り、早期発見につなげていくため、市民や関係機関向けの広報・啓発としてリーフレットを作成するほか、理解促進のためのフォーラムを開催します。</u>
(4)	困難を抱える高校生支援事業（市立横浜総合高校「ようこそカフェ」運営支援） 《教育委員会事務局》 【431万円】	様々な困難を抱える生徒の社会的孤立の予防やコミュニケーション能力の向上、キャリア形成の支援等のための取組を実施します。 ○横浜総合高校において、無料で飲み物等を用意し、リラックスした友人との交流の場を提供するとともに、大学生や社会人との交流・相談の場づくり、相談スタッフによる個別相談の実施 等 ○他県での農業体験、漁業体験など、就業体験プログラムの実施

## 3 生活の安定と自立に向けた「ひとり親家庭への支援」

事業・取組名		主な取組内容等
(1)	児童扶養手当 【89億5,066万円】	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給します（年6回）。
(2)	ひとり親家庭等自立支援事業<拡充> 【2億7,764万円】	ひとり親家庭に対する就業支援や生活支援等の総合的な自立支援を進めます。 ○ <u>子への学習支援及び親への相談支援を行う「ひとり親家庭思春期・接続期支援事業」の利用定員を拡充（50名→80名）します。</u>
(3)	ひとり親世帯等に対する減免制度<拡充> 【8,557万円】	多様な保育ニーズに対応した一時保育などを経済的負担なく利用できる環境を整備しています。4年度は新たに、 <u>ひとり親家庭及び市民税非課税世帯を対象に横浜子育てサポートシステム事業の利用料減免を行います。</u>

## 4 孤立を防ぎ、自立につなぐ「施設等を退所する子どもへの支援」

事業・取組名		主な取組内容等
施設等退所後児童に対するアフターケア事業 【3,595万円】		支援拠点（よこはま PortFor）の運営や、訪問等により個々の状況を継続的に把握し、生活全般や住まい等の相談支援を実施します。また、資格等取得、大学等初年度納入金及び家賃の支給等、進学・就職後のフォローアップを行います。

# 新型コロナ 対策

本市として、「感染・医療対策と経済再生の両立」を基本に、再びの感染拡大に対する万全な備えをしつつ、経済活性化に向けた積極的な支援や、デジタル化等の環境整備を実施します。特に、感染拡大防止に力を入れ、ワクチンの3回目追加接種及び小児接種の実施などの対策を切れ目なく推進します。

## 【こども青少年局関連部分】

＜横浜経済の活性化と市民生活の安全・安心＞

事業・取組名		主な取組内容等
(1)	新型コロナウイルス感染症患者の子どもの受入環境整備事業 【6,324万円】	保護者が新型コロナウイルス感染症により入院し、親族等による保護も難しい場合など、やむを得ない事情により養育者不在となった子どもについて、医療機関に一時的に受け入れ、保護します。
(2)	保育施設再開等支援事業 【4,100万円】	感染者が発生して休園した保育施設が、可能な限り速やかに保育を再開できるよう施設の消毒等に係る経費を補助します。 また、休園中の代替保育の利用料を保護者に対して補助します。
(3)	児童福祉施設等における感染症拡大防止対策事業 ＜拡充＞ 【35億 1,370万円】	児童福祉施設等における感染拡大防止を図るため、感染防止に資する備品購入等に対する経費や、施設職員が感染症対策の徹底を図りながら施設運営できるために必要な経費を補助します。 また、新たに感染症対策を目的とした簡易な改修にかかる経費を補助します。
(4)	障害児施設等における福祉サービス継続支援事業 【3,199万円】	新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した施設・事業所において、建物の消毒に要する費用や職員の感染等に伴う人員確保等、サービスの継続に必要な経費を補助します。
(5)	障害児施設等に対する抗原検査事業＜新規＞ 【6,175万円】	障害児施設等において、新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が発生した場合、即時に検査を行い必要な対策をとる事ができるよう、抗原検査キットを配付します。
(6)	妊産婦等総合対策事業 【2億 2,507万円】	感染症のリスクが続く中でも妊産婦等が安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊産婦等に寄り添った総合的な支援を実施します。 ① 感染した妊産婦への寄り添い支援 ② 妊婦への分娩前検査 ③ オンラインによる保健指導等 ④ 育児等支援サービスの提供 等
(7)	ひとり親世帯フードサポート事業 【1,899万円】	感染拡大の影響により困窮しているひとり親世帯を支援するため、フードバンクを活用した食品提供を行います。
(8)	就職氷河期世代支援 (こども青少年局事業分) 【900万円】	就職氷河期世代の方の就職意欲の向上及び就労に資する能力伸長のための3か月間長期プログラム、受講期間中の定期的な面談、受講後の進路調整を一体的に行う事業を実施します。
(9)	緊急雇用創出事業 (こども青少年局事業分) 【1,614万円】	感染拡大の影響による雇用情勢の悪化に対応するため、全市を挙げて雇用を創出します。こども青少年局では、一部施設の消毒等を実施するための新たな雇用を創出します。

# 保育士等の 処遇改善

国において閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」  
として、保育士・幼稚園教諭、放課後児童支援員等を対象に、収入を3%  
程度引き上げるための措置を実施します。

※令和4年2月から実施。国が対象とする範囲については、2月～9月は国庫補助  
(10/10)等を用いて実施し、10月以降は公定価格等に反映されます。

事業・取組内容 ※2重下線の事業は市独自部分（一部も含む）		予算額
(1)	<p>保育</p> <p>保育士等に対して、給付対象の施設・事業所のほか、一部の市独自の事業や職員配置に係る助成費部分を対象に処遇改善を実施します。 (施設型給付費、地域型保育給付費、<u>保育・教育施設向上支援費</u>、<u>地域型保育向上支援費</u>、<u>横浜保育室事業</u>、<u>私立幼稚園2歳児受入れ推進事業</u>)</p>	【35億3,002万円】
(2)	<p>放課後</p> <p>放課後キッズクラブ事業、放課後児童クラブ事業及び特別支援学校はまっ子ふれあいスクール事業の職員を対象に処遇改善を実施します。 (<u>放課後キッズクラブ事業</u>、<u>放課後児童クラブ事業</u>、<u>特別支援学校はまっ子ふれあいスクール事業</u>)</p>	【5億6,324万円】
(3)	<p>社会的養護</p> <p>社会的養護関係施設の職員に対して、処遇改善を実施します。 (児童措置費等、<u>児童養護向上支援事業</u>)</p>	【1億1,586万円】
(4)	<p>障害児</p> <p>障害福祉サービス事業所等の福祉・介護職員に対して、処遇改善を実施します。なお、2月～9月は神奈川県が補助を実施します。 (障害児入所支援事業、障害児通所支援事業)</p>	【1億8,333万円】

※予算額は令和4年度予算額です。2・3月分は令和3年度補正予算に計上しています。



施策分野1

基本施策①

1	新制度における 保育・教育の実施等	
	本年度	千円 162,524,703
	前年度	156,021,365
	差引	6,503,338
本年度の 財源内訳	国	56,618,781
	県	25,500,592
	その他	11,228,528
	市費	69,176,802

事業内容

子ども・子育て支援法に基づき、「教育・保育給付」の認定を受けた子どもに対する保育・教育を実施します。なお、3歳児から5歳児の子ども及び市民税非課税世帯の0歳児から2歳児の子どもは、利用料が無償となります。

また、各区に保育・教育コンシェルジュを設置し、適切な保育・教育につなげるための支援等を行います。

**1 「教育・保育給付」の認定を受けた子どもの保育・教育<拡充>**  
1,533億6,325万円 (1,462億2,188万円)

給付の認定区分に応じた保育・教育を実施します。新制度における施設型給付及び地域型保育給付、保育・教育の質の向上等のための市独自助成を給付対象施設・事業に支給し、保育・教育の質を確保し、安定的かつ継続的な運営を支援します。

- (1) 施設型給付及び地域型保育給付 1,232億5,271万円  
 ア 施設型給付費 1,133億8,932万円  
 保育所、幼稚園、認定こども園で認定区分に応じた保育・教育を実施します。

内訳	令和3年度	令和4年度
民間保育所	774か所	796か所
市立保育所	65か所	61か所
幼稚園（給付対象施設）	106か所	107か所
幼保連携型認定こども園	46か所	49か所
幼稚園型認定こども園	14か所	15か所
計	1,005か所	1,028か所

- 利用見込児童数 1号認定 : 月平均 約25,000人  
 2・3号認定 : 月平均 約69,100人

- イ 地域型保育給付費 98億6,339万円  
 小規模保育事業、家庭的保育事業（家庭保育福祉員）、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業で0～2歳児（3号認定）の保育を実施します。

内訳	令和3年度	令和4年度
小規模保育事業	220か所	229か所
家庭的保育事業	23か所	22か所
事業所内保育事業	4か所	4か所
居宅訪問型保育事業	1か所	1か所
計	248か所	256か所

- 利用見込児童数 : 月平均 約3,700人

**(2) 保育・教育施設及び地域型保育向上支援費<拡充>** 301億1,053万円

給付対象施設・事業者に対して、保育・教育の質の向上のため、本市独自の助成として、障害児等の受入れにあたり保育士等を加配するための経費やアレルギー児童に対応するための経費等を助成します。

また、国の公定価格における処遇改善等加算Ⅱと併せて、経験年数7年以上の全ての保育士等に月額4万円の処遇改善ができるよう独自助成を引き続き実施します。

**ア 保育・教育施設向上支援費<拡充>** **特集1** 290億8,364万円

保育所、幼稚園、認定こども園での保育・教育の質の向上に必要な経費を助成します。

医療的ケア児の受入体制を確保するため、看護師の雇用経費を拡充します。また、自園調理やアレルギー児対応を行うための栄養士・調理員の確保を進めるため、雇用費の補助単価を拡充します。

**イ 地域型保育向上支援費<拡充>** **特集1** 10億2,689万円

小規模保育事業、家庭的保育事業（家庭保育福祉員）、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業での保育・教育の質の向上に必要な経費を助成します。

自園調理やアレルギー児対応を行うための栄養士・調理員の確保を進めるため、雇用費の補助単価を拡充します。

- 2 延長保育事業** **60億5,287万円** (58億8,714万円)  
 給付対象施設・事業者に対し、各施設・事業者が定める保育時間を超えて延長保育が必要な乳児、幼児の保育を実施するために必要な経費を助成します。
- 3 保育・教育コンシェルジュの設置** **1億4,006万円** (1億4,025万円)  
 保育・教育コンシェルジュを各区に配置し、保護者のニーズと必要な保育サービス等を適切に結びつけ、待機児童の解消と子育て家庭へのサービス向上を図ります。  
 (18区：40人)
- 4 年度限定保育事業<拡充>** **2億7,031万円** (2億8,620万円)  
 認可保育所等の空きスペースを活用し、保育所等を利用できなかった1・2歳児の「保留となった児童」を対象に年度を限定して保育します。また、きょうだい児減免を実施し、負担軽減を図ります。
- 5 市立保育所民間移管事業** **7,578万円** (8,073万円)  
 令和5年度移管予定園の引継ぎ・共同保育、令和6年度移管予定園の移管先法人選考等を実施するとともに、既移管園へのアフターフォローを実施します。
- 6 横浜保育室助成事業** **11億5,460万円** (17億6,373万円)  
 本市独自の基準を満たす認可外保育施設のうち、地域の状況等を踏まえて横浜保育室として認定した施設に助成し、一定の保育水準の確保、保護者負担軽減を図ります。  
 (施設数：20か所)
- 7 認可外保育施設等利用料助成事業** **10億6,255万円** (11億690万円)  
 施設等利用給付認定保護者に対し、認可外保育施設等の利用料を助成します。
- 8 幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援** **8,190万円** (8,210万円)  
 一定の基準を満たす、幼児を対象とした多様な集団活動事業（幼稚園類似施設等）を利用する保護者の経済的負担を軽減するため、幼児教育・保育無償化の給付を受けていない保護者にその利用料の一部を給付します。
- 9 無償化に伴う認可外保育施設の質の確保・向上** **8,355万円** (7,482万円)  
 認可外保育施設やベビーシッターに対し、保育の質の確保・向上のための研修、児童の処遇向上を目的とした助成を実施します。
- 10 保育所等における業務効率化推進事業** **9,554万円** (3億2,235万円)  
 保育士の業務負担軽減を図るため、保育所等に対し、ICT等を活用した業務支援システムや翻訳機等の導入にかかる経費を補助します。
- 11 市立保育所の業務支援システム<拡充>** **4,952万円** (360万円)  
市立保育所全園に業務支援システムを導入し、スマートフォンを活用した園からのお知らせの受信や欠席連絡等を可能にすることで、保護者の利便性向上を図ります。  
 また、児童の検温等の記録や保育日誌等を電子化することにより、保育士の業務負担軽減を図ります。
- 12 給付費申請のオンライン化<新規>** **2,400万円** (新規)  
 給付対象施設・事業所からの給付費申請をオンライン化し、施設職員の事務負担軽減を図ります。
- 13 保育所入所事務等におけるRPA、AI-OCRの活用** **6,233万円** (4,425万円)  
 保育所入所事務や幼稚園利用児童の認定事務について、RPA及びAI-OCRを活用し、事務の効率化を図ります。
- 14 指導・監査** **846万円** (740万円)
- (1) 認可保育所等の指導等 ※一部、予算額は9に含む  
 保育の質を確保し、保育中の重大事故等を防止するために、認可保育所や小規模保育事業所、認可外保育施設等に対して、保育の実施状況を確認し、助言・指導を行う巡回訪問を実施します。  
 また、より良い施設運営に向け、施設長等を対象に、組織マネジメント等講習を実施します。
- (2) 認可保育所等の監査  
 保育所等への一般指導監査、運営に問題のある施設等への特別指導監査等を随時実施します。  
 また、法律や会計専門家の助言を得ながら、監査の質の向上に取り組みます。

2	多様な保育ニーズへの対応	
	本年度	千円 6,349,347
	前年度	6,187,124
	差引	162,223
本年度の財源内訳	国	1,460,798
	県	1,117,866
	その他	44,531
	市費	3,726,152

## 事業内容

多様な保育ニーズに対応するため、保育所等での一時保育、幼稚園での一時預かり、休日保育、病児保育等を推進します。

### 1 一時預かり事業<拡充> 16億5,927万円 (15億9,645万円)

就業形態の多様化に伴う一時的な保育、保護者の疾病等による緊急時の保育、保護者の身体的・精神的な負担を軽減するため、保育所等において一時預かり事業を実施します。

また、一時預かり事業の予約システムについて、更なる保護者の利便性向上に向け、対象施設や施設情報の充実を図ります。

(1) 保育所等での一時保育事業 9億4,427万円  
保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業、横浜保育室で一時保育を実施します。

(2) 乳幼児一時預かり事業<拡充> 5億1,696万円  
育児に対する負担感や不安の軽減と、短時間の就労をされている方の保育ニーズに対応するため、認可外保育施設や小規模保育事業を実施する場所に併設して、一時預かり事業を実施します。

○ 8時間実施施設：継続17か所

○ 11時間実施施設：新規3か所、継続12か所

(3) 私立幼稚園等一時預かり保育補助事業 1億9,805万円  
地域の子育て支援の向上を図るため、常態的に長時間の預かり保育を必要としない在園児を対象に、保護者の急な用事などの一時的な保育ニーズに対応します。

(園数：113園)

### 2 幼稚園等における長時間預かり<拡充> 40億1,335万円 (39億2,331万円)

(1) 私立幼稚園等預かり保育補助事業～わくわく！はまタイム～<拡充> **特集1** 38億8,553万円  
保育所待機児童解消と多様な保育ニーズへの対応を図ることを目的とし、保護者の就労等により保育を必要とする在園児を対象に、常態的に長時間の預かり保育を行う幼稚園・認定こども園に対して運営費を補助します。国の無償化対象外となる月48時間以上64時間未満の就労等の利用についても、市単独助成として無償化します。(新規2園、継続203園)

(2) 私立幼稚園2歳児受入れ推進事業<拡充> **特集1** 1億2,782万円  
保育を必要とする2歳児を対象に、幼稚園の教育・保育資源を活用した長時間の受入れを実施します。安定的かつ継続的な運営を支援するため、開設準備費及び運営費を補助します。(新規5園、継続11園)

### 3 休日保育 9,580万円 (9,066万円)

日曜、祝日等の保育ニーズに対応するため、休日保育及び休日一時保育を実施します。(実施か所：11か所)

### 4 病児・病後児保育事業<拡充> 5億3,139万円 (5億2,693万円)

病気または病気の回復期で他の児童との集団保育が困難な児童の保育に対応するため、病児・病後児保育を実施します。

○ 病児保育：27か所(うち新規2か所) ○ 病後児保育：4か所

### 5 24時間型緊急一時保育事業 4,954万円 (4,978万円)

保護者の病気や就労等で緊急に児童を預ける必要が生じた場合に、24時間365日対応可能な一時保育を実施します。(実施か所：2か所)

3	保 育 所 等 業		
	本 年 度		千円 3,052,541
	前 年 度		3,070,513
	差 引		△ 17,972
本年度の財源内訳	国		1,846,142
	県		—
	その他		206,541
	市 費		999,858

### 事業内容

待機児童解消のため、ニーズの変化を捉えながら、まずは既存の保育・教育資源の活用を進めます。受入枠が不足する地域については保育所等を整備するなど、市全体で新たに1,290人の受入枠の確保に取り組んでいきます。

#### 1 変化する保育ニーズに応えるための既存資源活用策の推進 特集1 <新規・拡充> 1億1,695万円 (7,595万円)

(1) 保育ニーズの高い1歳児の受入枠拡大<拡充> 9,175万円  
ア 1歳児枠拡大に向けた定員構成の見直し<拡充>

引き続き、既存施設で保育ニーズが高い1歳児受入枠を拡大するための定員変更を行う場合の補助を実施するとともに、新たに3～5歳児の定員を削減して1歳児枠を拡大する場合についても補助します。

イ 中規模な改修による既存活用の推進<新規>

保育ニーズが引き続き見込まれる地域に所在する保育所等を対象に、中規模な改修費用（老朽化した給排水設備等の改修費用）への新たな補助を実施し、あわせて1,2歳児受入枠を拡大するための加算をモデル実施します。

(2) 既存施設連携型1,2歳児保育所の整備 2,520万円  
 同一法人内の既存施設との連携により進級先を確保し、1,2歳児に特化した保育所等を整備します。

#### 2 保育所等の新規整備等<拡充>

29億3,559万円 (29億9,456万円)

(1) 保育所及び地域型保育事業の整備等<拡充>

14億4,937万円

民間ビル等の内装整備費等への補助により、認可保育所等12か所の整備(定員増計570人)及び小規模保育事業19か所の整備(定員増計419人)を行います(横浜保育室からの移行等を含む)。

また、家庭的保育事業についても2か所の整備等(定員増計10人)を行います。

(2) 老朽改築<拡充>

7億9,492万円

民間保育所の老朽化に伴う改築について、4年度中に完了予定の3か所(定員増計14人)のほか、新たに3か所に着手します。

(3) 認定こども園の整備等<拡充>

5億4,086万円

建設費や既存施設の内装整備費等への補助により、幼保連携型認定こども園への移行2か所(定員増計61人)のほか、幼稚園型認定こども園への移行4か所(定員増計55人)に対する補助を実施します。

(4) 横浜保育室の認可移行支援<拡充>

1億5,045万円

新制度の給付対象施設(認可保育所)を目指す横浜保育室について、認可保育所の基準を満たすための改修費等を補助し、5か所の認可移行(定員増計57人)を支援します。

#### 【令和4年度 整備量内訳】 特集1

整備内容	箇所数	増減(人)
1 保育所及び地域型保育事業の整備	33	999
民間ビル等の内装整備(既存施設連携型1,2歳児保育所を含む)	12	570
地域型保育事業(小規模保育事業等)の整備	21	429
2 老朽改築	3	14
4年度完了分	3	14
5年度以降完了分	(3)	—
3 認定こども園の整備等	6	116
幼保連携型認定こども園の整備(4年度完了分)	2	61
幼保連携型認定こども園の整備(5年度以降完了分)	(2)	—
幼稚園型認定こども園の整備	4	55
4 横浜保育室の認可移行支援(移行による減を含む)	5	57
その他	7	104
横浜保育室から小規模保育事業への移行による減	—	△ 54
既存施設での1歳児定員拡大	—	50
私立幼稚園等預かり保育事業	2	48
私立幼稚園2歳児受入れ推進事業	5	60
合 計	54	1,290



4	保育・教育の質の確保・向上、保育士等確保	
	本年度	千円 2,947,535
	前年度	2,687,923
	差引	259,612
	本年度の財源内訳	
	国	1,780,222
	県	—
	その他	221
	市費	1,167,092

## 事業内容

保育・教育の質を確保・向上し、子どもの豊かな育ちを支えるため、園内研修の支援や、園外での研修・研究を実施します。

また、保育・教育施設の職員や保護者に向けて「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」の理解を深めるために周知を図ります。あわせて、保育・教育の基盤となる保育士・幼稚園教諭等の保育者の確保を図る施策を推進します。

### 1 保育・教育の質向上の仕組みづくり<新規・拡充>

9,882万円(9,826万円)

#### (1) 保育・教育の質向上に向けた取組<新規・拡充> **特集1** ア 「よこはま☆保育・教育宣言」の理解の促進・実践<拡充>

「よこはま☆保育・教育宣言」を基にした研修や事例紹介を通して、保育・教育施設の職員の理解を深め、保育の実践につなげるとともに、保護者や地域に向けて周知することで、横浜の保育・教育への理解につなげます。

また、保育・教育施設職員とともに、子ども主体の「遊び」に関する研究を行い、幼保小の好事例となる実践について、企業と協働して普及を図り、保育・教育の質向上につなげます。

#### イ 保育・幼児教育センター（仮称）の整備

質の高い保育・教育の実現に向け、研修・研究の推進や相談機能の充実等の拠点となる保育・幼児教育センター（仮称）を新たな教育センターに併せて整備するために、教育委員会事務局とともに事業者選定、基本設計を進めます。

#### ウ 幼児教育推進協議会の開催

学識経験者や保育・教育関係者、学校関係者等による幼児教育推進協議会を開催し、幼保小連携や保育・教育の質の向上について意見・助言を得ます。

#### エ 医療的ケア児の受入れに関するガイドラインの策定<新規> **特集1**

保育・教育施設で医療的ケア児を受け入れる際の基本的な事項や留意事項等をまとめたガイドラインを策定し、医療的ケア児の受入れを推進します。

#### (2) 園内研修・研究の取組の支援

##### ア 園内研修・研究を推進する人材育成

園の状況に応じた研修・研究を園内で実施できる人材を育成する研修のほか、修了者の支援や園長・施設長向けの研修を実施します。また、公開保育を実施することで、子どもへの対応や保育の工夫を共有し、保育・教育の質の確保・向上に繋がります。

##### イ 園内研修・研究サポーターの派遣

新設の保育・教育施設及び私立幼稚園2歳児受入れ推進事業新規実施園を対象に、保育・教育分野の経験者を派遣し、園内研修・研究を通じた各園の人材育成や課題解決を支援します。

#### (3) 施設長等の人材育成の取組（一部再掲(P.16)）

より良い施設・法人運営に向け、施設長や運営法人の管理責任者等を対象に、組織マネジメント等講習を実施します。また、本市と昭和女子大学の協定に基づき、保育所等における組織マネジメントの向上や、保育・教育分野における経営人材の育成の取組を進めます。

#### (4) 保育・幼児教育研究

日々の保育実践から明らかになった課題について研究に取り組み、職員の実践力を高めます。

○ 8講座・29回開催（定員：358人）

#### (5) 第三者評価・自己評価の取組の推進

認可保育所等の「第三者評価」の受審費を助成します。また、「保育所における自己評価ガイドライン」に基づく研修を実施し、取組を推進します。

### 2 保育・幼児教育職員等研修

4,717万円(4,286万円)

保育・教育施設の職員を対象に、職員一人ひとりが専門性や実践力を身に付け、保育の質を高めるために研修を実施します。研修内容によって、オンラインと会場開催を併用し、より効果的に学べる環境を整え、保育の質の向上を図ります。

○ 50講座・131回開催（定員：14,245人）

### 3 幼保小連携・接続事業

3,120万円 (2,776万円)

- (1) 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に関する研究事業  
幼保小連携推進地区・接続期カリキュラム研究推進地区における園と小学校の協働による実践研究、カリキュラム開発等の成果を広く発信し、各園・校の実践の充実につなげます。  
○ 幼保小連携推進地区事業：33地区で研究推進（参加見込数：86園・校）  
○ 接続期カリキュラム研究推進地区事業：3地区で研究推進（参加見込数：7園・校）
- (2) 幼保小連携・接続に関する研修  
幼児期の保育・教育と小学校教育の円滑な接続を目指し、市内すべての保育・教育施設を対象に接続期研修会等を行い、相互理解を深めます。また、18区で教育交流事業を実施し、園と学校の交流を推進するとともに、保護者・地域の教育力向上を目指した講演会を開催します。  
○ 幼保小連携・接続に関する研修会：5回開催（参加見込者数：3,200人）

### 4 保育資源ネットワーク構築事業の充実

1,205万円 (1,202万円)

保育・教育施設（認可外保育施設・地域子育て支援拠点含む）間のネットワークを構築し、実践研究や公開保育の協働実施、情報交換・ノウハウの共有化の推進等を通じて、保育の質の向上と地域子育て支援の充実を図ります。

### 5 保育士・幼稚園教諭等の保育者の確保<新規・拡充>

27億5,830万円 (25億704万円)

※予算額は(11)を除く

#### (1) 保育士宿舍借り上げ支援事業<拡充> **特集1**

市内保育所等を運営する民間事業者が、雇用する保育士向けに、宿舍を借り上げるための補助を行います。○補助対象：採用10年目までの保育士 ○補助基準額：1戸あたり上限月額 82,000円（申請見込件数：4,465戸）

#### (2) 幼稚園教諭等住居手当補助事業<拡充> **特集1**

私立幼稚園等預かり保育補助事業又は私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園に勤務する幼稚園教諭等が賃貸住宅に居住し、幼稚園が当該職員に対し住居手当を支給している場合に、その手当の一部を補助します。（申請見込件数：416人相当分、補助額2万円（月額上限））

#### (3) 保育士確保に向けた横浜の保育PR強化<拡充> **特集1**

保育士養成施設の学生や求職者に「横浜市で保育士として働く魅力」を広く周知するため、Instagram等を活用して魅力発信を行います。

#### (4) 市内保育所等の情報紹介サイト活用事業

民間事業者のWEBサイトを活用して保育所等の魅力や求人情報を発信します。

#### (5) 保育士修学資金貸付事業

保育士養成施設卒業予定者に対して貸付を実施し、市内保育所等で5年間保育士業務に就いた場合は返済を免除します。○貸付対象数：50人/年 ○貸付金額：月額5万円以内

#### (6) 就職面接会等・就職支援講座・保育所見学会

潜在保育士等を対象に、就職面接会及び就職支援講座を一部オンラインも導入し、開催します。

#### (7) 保育士資格・幼稚園教諭免許取得支援事業

保育所等が雇用する保育従事者が、保育士資格や幼稚園教諭免許を取得するために要した講座等の受講料等の補助を行います。また、保育士試験の直前対策講座をオンラインで実施します。

#### (8) 保育士相談窓口の設置<新規> **特集1**

保育士が労働環境等で悩んだ際に、保育業界に詳しい社会保険労務士等の専門家に相談できる窓口を設けることで、不安を解消し、離職を防止します。

#### (9) 保育士確保コンサルタント派遣事業

希望する保育所等に、保育士の確保に関するコンサルタントを派遣し、求人方法や給与・勤務条件など、保育士確保や離職防止についての助言等を実施します。

#### (10) 民間団体の保育士確保支援

市内保育団体が行う人材確保の取組のための補助を行います。また、市内保育団体と幼稚園協会が共同で実施する保育・幼児教育の魅力を開発する事業に対し、事業費の一部を負担します。

#### (11) 保育士等の職場環境改善事業<拡充>

保育士等の職場環境改善を図るための休憩室・更衣室等の整備の補助を実施します。

（新規施設への補助 31件、既存施設への補助 12件）

5		幼児教育の支援		事業内容	
		本 年 度	千円	生涯にわたる人格形成の基礎となる幼児教育について、子どもたちに質の高い教育・保育の機会を保障することを目的とした支援を実施します。	
前 年 度		そのために、幼児教育・保育の無償化に伴う施設等利用費の給付、私立幼稚園等が実施する預かり保育、特別支援教育費等の補助、教育・保育の質の向上に向けた研修・研究事業を行います。			
差 引		<b>1 私学助成幼稚園等に係る施設等利用給付費</b> <b>55億9,394万円 (64億6,543万円)</b> 私学助成幼稚園等に通う園児について、世帯の状況にかかわらず、月額25,700円を上限とした額を支給します。 (給付対象人数：18,608人)			
本年度の財源内訳	国	<b>2 私立幼稚園等預かり保育補助事業～わくわく！はまタイム～</b> <b>&lt;拡充&gt; (再掲(P.17)) 特集1 38億8,553万円 (38億1,585万円)</b> 保育所待機児童解消と多様な保育ニーズへの対応を図ることを目的とし、保護者の就労や病気などにより保育を必要とする在園児を対象に、常態的に長時間の預かり保育を行う幼稚園・認定こども園に対して運営費を補助します。 国の無償化対象外となる月48時間以上64時間未満の就労等で利用する場合についても、市単独助成として無償化します。 (新規2園、継続203園)			
	県	<b>3 私立幼稚園2歳児受入れ推進事業&lt;拡充&gt; (再掲(P.17)) 特集1 1億2,782万円 (1億746万円)</b> 保育を必要とする2歳児を対象に、幼稚園の教育・保育資源を活用した長時間の受入れを実施します。安定的かつ継続的な運営を支援するため、開設準備費及び運営費を補助します。 (新規5園、継続11園)			
	その他	<b>4 私立幼稚園等一時預かり保育補助事業 (再掲(P.17)) 1億9,805万円 (2億1,777万円)</b> 地域の子育て支援の向上を図るため、常態的に長時間の預かり保育を必要としない在園児を対象に、保護者の急な用事やリフレッシュなどの一時的な保育ニーズに対応します。 (園数：113園)			
	市費	<b>5 私立幼稚園等補助事業 1億1,945万円 (1億1,945万円)</b> 幼稚園・認定こども園に対し、施設・設備の整備等の経費の一部を補助し、教育条件の維持及び向上を図り、幼児教育の健全な発展に役立てます。 (対象園：265園)			
		<b>6 私立幼稚園等特別支援教育費補助事業 6,440万円 (4,740万円)</b> 私学助成を受ける幼稚園等に在園する特別な配慮を要する園児に対し、教育環境等の向上を図るため、その経費の一部を補助します。 (対象者：322人、補助単価：上限20万円/人・年)			
		<b>7 私立幼稚園等施設整備費補助事業 3,000万円 (3,000万円)</b> 1件200万円以上の園舎修繕工事について一部を補助し、幼稚園・認定こども園の良好な教育環境を確保します。 (対象園：30園、補助額：上限100万円)			
		<b>8 幼稚園教諭等住居手当補助事業&lt;拡充&gt; (再掲(P.20)) 特集1 5,391万円 (8,304万円)</b> 私立幼稚園等預かり保育補助事業又は私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園に勤務する幼稚園教諭等が賃貸住宅に居住し、幼稚園が当該職員に対し住居手当を支給している場合に、その手当の一部を補助します。 (申請見込件数：416人相当分、補助額2万円(月額上限))			
		<b>9 保育・教育の質の確保・向上 (再掲(P.19、20)) 1億8,924万円 (1億8,089万円)</b> 保育・教育の質を確保・向上し、子どもの豊かな育ちを支えるため、園内研修の充実も含め、研修・研究を実施します。			



## 保育・教育の質向上の取組

### 「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」

現在、本市には、1,000 を超える多様な保育・教育施設があります。それぞれの園に違いはあっても、子どものことを一番に考え、大切にしたい子どもの育ちと学びを全ての施設で共有することが、質の高い保育・教育を提供するために重要です。

この宣言を、広く保護者や地域の皆様とも共有することで、家庭や地域とも一体となって、子どもを育む環境づくりに取り組めます。

#### 共有したい子どもの姿・方向性

#### 今と未来を生きる子どもを育みます

乳幼児期は、一人ひとりの子どもが自分自身でやりたいことを見つけ、未来を切り拓いていく力をつけていくためにとても大切な時期です。主体的に周りの人やものに関わり、夢中になって遊ぶことを通して、自立心や学びに向かう力を培います。

自らアイデアを生み出し、他者と協働して問題の解決方法を考えるなど、創造的な思考力を身につけることができるように、子どもそれぞれの良さや可能性を大切にします。

#### 《宣言1》 安心できる環境をつくり、一人ひとりを大切に保育します

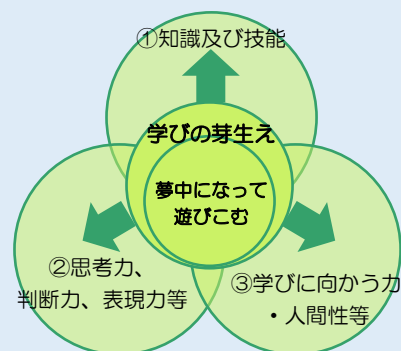
子どもたちの命を守るとともに、一人ひとりの個性や発達に合わせた環境の中で、自分を「かけがえのない存在」だと感じて日々を過ごすことができるように関わります。

- (1) 安心感・信頼感を大切に、子どもを守ります。
- (2) 子ども一人ひとりを受け止めます。
- (3) 子どもが様々な人と関わることを大切にします。

#### 《宣言2》 子どもの育ちと学びを支える主体的な遊びを大切にします

乳幼児期の育ちと学びは、自分の遊び（体験）を通して「未知なことや分からないことを自分なりに考え、自分自身が納得するまで探求し続けること」です。 【大切にしたい子どもの育ちと学び】

- (1) 乳幼児期の子どもが、豊かで多様な環境と関わりながら育つことを大切にします。
- (2) 夢中になって遊びこむことによる育ちを大切にします。
- (3) 保育者の重要な仕事は一人ひとりの子どものよさを発見し、育てることです。



#### 《幼保小の連携》 乳幼児期の育ちと学びを受け止め、小学校以降の教育につなげます

- ・乳幼児期の「学びの芽生え」は、小学校低学年の「自覚的な学び」の基盤になります。
- ・保育・教育施設と小学校とが顔の見える関係を築き、円滑な接続につなげます。



6	放課後の居場所	
	本年度	千円 11,028,893
	前年度	9,413,647
	差引	1,615,246
本年度の財源内訳	国	3,392,316
	県	2,805,033
	その他	825
	市費	4,830,719

**事業内容**

全ての児童を対象とした「放課後キッズクラブ」や、留守家庭児童等を対象とした「放課後児童クラブ」への運営支援を行います。子どもたちにとって、より安全で豊かな放課後の居場所となるよう、補助体系を見直すとともに国の支援メニューを一層活用することで、医療的ケア児の受入れの支援や職員の事務負担軽減に必要な支援、人材確保や人材育成の支援等の質の維持・向上に取り組みます。

また、特別支援学校における「はまっ子ふれあいスクール」の実施や、公園の一部を「子どもの創造力を生かした自由な遊び場」として活用するプレイパークの活動の支援を引き続き実施します。

**1 放課後キッズクラブ事業<拡充>**

**77億5,017万円 (64億4,464万円)**

学校施設等を活用し全ての子どもを対象とした「遊びの場」と、留守家庭児童等を対象とした「生活の場」を兼ね備えた、安全・安心な放課後の居場所を提供するとともに、児童の健全な育成を行います。

**(1) 放課後キッズクラブの運営<拡充>**

保護者からのニーズを踏まえて、土曜日を除く学校休業日の開所時間を8時30分から原則8時に前倒します(夏季休業から実施)。(通常期と比較して預かり時間が長い7・8月の利用料について、月額500円の割増しを行います。)

あわせて、夏季休業中に支援単位が増えるクラブへの加算等に取り組みます。

(運営か所数：338か所)

**(2) 放課後キッズクラブの整備等<拡充>**

学校の建替えに伴うキッズクラブの活動場所の整備や、既存クラブの設備修繕等を行います。

(実施設計：9クラブ、工事：3クラブ)



【放課後キッズクラブの活動】

**2 放課後児童クラブ事業<拡充>**

**31億5,882万円 (28億5,325万円)**

地域の理解と協力のもと、保護者の就労等により留守家庭となる児童の遊び及び生活を通じた健全育成を行います。

保護者のニーズに合わせて、夜間や学校休業日の朝の時間帯に基準時間よりも長い時間を開所しているクラブに対し補助を加算し、実績に応じた支援に取り組みます。また、補助金制度の見直しにより事務を簡略化することで運営に携わる保護者の負担軽減に取り組みます。

その他、エアコンやトイレ、非接触型の蛇口の設置など感染症対策のための施設の簡易改修の補助を行います。

(運営か所数：222か所)

**3 特別支援学校はまっ子ふれあいスクール事業**

**8,731万円 (8,317万円)**

一部の特別支援学校に設置されているはまっ子ふれあいスクールにおいて、学校施設を活用し、遊びを通じた異年齢児間の交流を促進することにより、児童・生徒の健やかな成長を支援します。

(運営か所数：5か所)

**4 プレイパーク支援事業**

※環境創造局との共管事業

**3,259万円 (3,259万円)**

地域主体で、公園の一部を「子どもの自由な遊び場」として活用する、プレイパークの活動を支援します。

(実施団体数：24団体)

## 5 放課後児童育成事業の質の向上に向けた取組<新規・拡充>

※予算額は1～3を含む

放課後児童育成事業（放課後キッズクラブ事業、放課後児童クラブ事業及び特別支援学校はまっ子ふれあいスクール事業）について、放課後の居場所の質の維持・向上を図るため、様々な支援に取り組めます。

### (1) 放課後キッズクラブ及び放課後児童クラブへの支援<拡充>

#### ア 育成支援体制強化加算の新設<新規>

現場職員の負担となっている事務や雑務を含む周辺事務等に対する新たな補助を行うことで、職員が子どもの育成支援に注力できる環境づくりに取り組めます。

#### イ 医療的ケア児の受入れ支援<新規>

放課後キッズクラブ及び放課後児童クラブにおいて、医療的ケア児を受け入れるための看護師等を配置した場合の支援に取り組めます。

#### ウ 保護者負担減免制度

経済的な理由でお困りの場合でも利用ができるよう就学援助制度を利用する世帯等を対象として、保護者負担減免（上限2,500円/月）の支援を引き続き行います。

### (2) 放課後児童育成事業への支援<拡充>

#### ア 人材確保支援<拡充>

事業所における人材確保支援のため、現在実施しているウェブサイトやチラシでの周知による放課後児童育成事業の認知度向上を図ることに加え、クラブが採用したい人材に合わせた効果的な広報手段（SNS等）の活用や周知先の拡大等の広報を強化していきます。

また、新採用者向け研修やマネジメント研修に離職防止の視点を盛り込むなど、職員及び運営主体への支援に取り組めます。

#### イ 人材育成<拡充>

##### (ア) 従事する職員向け研修

職員の資質やスキルの維持・向上を図るため、必要な知識や技術の習得をテーマとした講座や、ニーズ等に応じた障害理解や子どもの健全育成の講座など、様々な研修を充実させます。

また、研修の実施にあたってはオンラインやオンデマンド化とすることで受講機会を拡充するとともに、職員の経験年数等のレベルに応じた講座を増設し、個々のキャリアに即した知識・技術を身に付けることができる研修としていきます。あわせて、事業に携わる職員の交流機会の創出に取り組めます。

##### (イ) 運営主体向け研修

運営主体による人材育成や風通しの良い職場運営が一層進むよう人材育成研修の実施や、運営主体の関心が高いコンプライアンスや防災等のオンデマンド研修を行います。

また、補助金事務や職員配置の考え方等をわかりやすくまとめた動画の配信を行います。

#### ウ 地域・民間事業者等との連携支援<新規>

クラブにおいて地域や民間事業者等と連携したイベントやプログラムが実施できるよう支援を行います。



【放課後児童クラブの課外活動】

<b>7</b>		<b>すべての子ども・若者の健全育成の推進</b>	
本年度		千円 688,139	
前年度		725,560	
差引		△ 37,421	
本年度の財源内訳	国	37,365	
	県	874	
	その他	21,862	
	市費	628,038	



【青少年の地域活動拠点の活動】

## 事業内容

地域の環境づくりをはじめ、団体支援や青少年関係施設の運営等により、すべての子ども・若者の健全育成の推進に取り組みます。

### 1 青少年を育む地域の環境づくり 1億8,271万円 (1億7,270万円)

- (1) 社会環境改善事業  
青少年を取り巻く有害環境対策の一環として、有害図書類の適切な区分陳列対策などの社会環境改善事業を実施します。  
また、青少年の様々な課題に関する広報・啓発を実施します。
- (2) (公財) よこはまユース青少年事業費補助
  - ア 人材育成事業  
地域で青少年と関わる人材の育成を目的に、青少年を取り巻く課題をテーマにした講座へ講師派遣等を行います。
  - イ 活動支援事業  
地域の団体等に対し、活動内容への助言やコーディネート等を行います。
  - ウ 青少年の体験活動等の普及・啓発事業  
関係団体と協働し、体験活動などの機会を提供するほか、体験活動の事例収集・発信を行います。
- (3) 青少年の地域活動拠点づくり事業
  - ア 青少年の地域活動拠点づくり事業  
中・高校生世代を中心とした青少年が安心して気軽に集い、仲間や多世代との交流、社会参加プログラム等の体験活動を行う、青少年の地域活動拠点を7か所で実施します。
  - イ 青少年の交流・活動支援事業  
青少年の居場所や活動の場の提供など、青少年の健やかな成長を支援し、社会参画に向かう力を育成します。
  - ウ 青少年の地域活動拠点における地域連携体制強化  
都筑区において、青少年の地域活動拠点が地域に出向き、新たな地域人材・既存施設との連携体制を構築・強化することで、青少年の課題の早期把握・早期支援を行います。

### (4) 道志村自然体験推進事業

青少年の自然体験活動の機会の充実と、道志村と横浜市との友好交流の機会を促進するため、道志村における青少年の自然体験活動の推進を図ります。

- ア 18歳以下の横浜市民を対象に、道志村内キャンプ場の施設使用料の助成等を行います。
- イ 道志村の児童を対象に、1泊2日で横浜市への受入れを行います。

### 2 青少年育成に携わる団体等の支援 472万円 (536万円)

(1) 地域において青少年育成に取り組む青少年指導員の活動支援

- ア 委嘱人数  
2,392人 (令和4年4月1日現在)
- イ 事業内容  
青少年指導員大会、研修会、全市一斉統一行動パトロール、統一行動キャンペーン、社会環境実態調査等

(2) 横浜市子ども会連絡協議会等の青少年関係団体や非行防止活動等を行う横浜市保護司会協議会への補助

### 3 青少年関係施設の運営等 4億9,697万円 (5億4,672万円)

青少年施設・野外活動施設等の管理運営を行います。

- 所管施設： 横浜こども科学館、横浜市野島青少年研修センター、横浜市青少年育成センター  
横浜市青少年野外活動センター (三ツ沢公園、くろがね、こども自然公園)

### 4 横浜市子ども・若者支援協議会の運営<拡充> 374万円 (78万円)

「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、すべての子ども・若者が、他者と交流する中で、自己肯定感を持ち成長できる社会を目指して「横浜市子ども・若者支援協議会」を運営します。

また、子ども・若者の生活状態や困難を抱える若者の課題等を把握するため、「横浜市子ども・若者実態調査」を実施します (前回実施：平成29年度)。



<b>8</b>	<b>困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実</b>	
	本 年 度	千円 678,707
	前 年 度	599,823
	差 引	78,884
本年度の財源内訳	国	243,201
	県	1,658
	その他	2,161
	市 費	431,687

**事業内容**

青少年相談センター、地域ユースプラザ及び若者サポートステーションを中心に、困難を抱える子ども・若者の自立支援施策の充実に取り組みます。また、青少年相談センター（ひきこもり地域支援センター）と健康福祉局が連携することにより、中高年を含む全年代への切れ目ないひきこもり支援施策を推進します。

**1 青少年相談センターにおける相談・支援事業<拡充> 6,069万円 (6,631万円)**

青少年及びその保護者を対象に総合相談や社会参加に向けた継続支援を行います。また、若者支援を担う人材の育成に取り組みます。

- (1) 個別相談・支援（電話、来所、訪問）
- (2) 集団支援（グループ活動、宿泊体験、家族支援等）
- (3) 社会参加体験事業（販売体験、作業体験等）
- (4) 関係機関等との連携促進及び若者支援者への研修等
- (5) ひきこもり支援（健康福祉局と連携） **特集3**

**2 地域ユースプラザ事業 1億3,632万円 (1億3,622万円)**

地域において不登校やひきこもり状態などにある青少年の自立を支援する「地域ユースプラザ」の事業費を補助します。

- (1) 運営か所 4か所
- (2) 事業内容
  - ア 地域における若者の総合相談（電話相談、来所相談等）
  - イ 区役所における若者のための専門相談
  - ウ ひきこもり状態からの回復期にある青少年の居場所の運営
  - エ 社会体験・就労体験プログラムの実施
  - オ 地域の関係機関・区役所とのネットワークづくり
  - カ 応援パートナーの養成・派遣 <社会福祉基金を活用>
  - キ ひきこもり等の若者支援セミナー・相談会の実施



【地域ユースプラザの活動】

**3 若者サポートステーションにおける相談・支援 1億2,113万円 (1億2,061万円)**

職業的自立に向けた相談支援等を行う「若者サポートステーション」の事業費を補助するとともに生活困窮状態にある若者に対する支援を委託により実施します。（継続3か所（サテライト含む））

- 事業内容 就労に困難を抱える若者及びその保護者を対象として、次の事業を実施
  - (1) 職業的自立に向けた個別相談、セミナー、就労訓練
  - (2) 経済的に支援が必要な若者に対する職業資格取得支援 <社会福祉基金を活用>
  - (3) 高等学校等出張相談

**4 よこはま型若者自立塾 3,724万円 (3,716万円)**

ひきこもりや無業状態にある若者の社会的・経済的自立を支援する「よこはま型若者自立塾」の運営費を補助します。また、生活困窮状態にある若者に対する支援を委託により実施します。

- 事業内容
  - 以下の生活改善プログラムを実施
    - (1) 短期合宿型（通所型訓練含む）（数日～2週間）：共同生活、農作業、交流プログラム等を通じた訓練
    - (2) 長期合宿型（最長6か月）：専用施設での農作業を通じた生活訓練や就労体験の場の提供

**5 寄り添い型生活支援事業<拡充> **特集3** 3億1,433万円 (2億3,053万円)**

保護者の疾病や生活困窮状態にあるなど養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対し、家庭の状況にかかわらず、子ども一人ひとりがいきいきと学び、自立した生活を送れるようにすることを目的に、生活支援等を委託により実施します。また、児童の利用促進及び安全確保のため、送迎を強化します。（新規1か所、継続20か所）

**6 就職氷河期世代相談サポート付集中プログラム事業 900万円 (900万円)**

国の「地域就職氷河期世代支援加速化交付金」を活用し、就職氷河期世代の方の就職意欲の向上及び就労に資する能力伸長のための「3か月間長期プログラム」、「受講期間中の定期的な面談」及び「受講後の進路調整」を一体的に実施する事業を委託により実施します。（3か月間長期プログラム：3期実施）

9	<b>地域療育センター 関係事業</b>	
	本年度	千円 3,488,653
	前年度	3,370,686
	差引	117,967
本年度の財源内訳	国	54,480
	県	24,430
	その他	125
	市費	3,409,618



【地域療育センターにおける療育訓練の様子】

**事業内容**

0歳から小学校期までの障害のある、またはその可能性のある児童及びその家族を支援します。

**1 地域療育センターの運営<拡充>**

**30億7,706万円 (29億9,550万円)**

療育に関する相談、診療・評価、集団療育の提供等を行います。  
また、利用希望児の増加や相談内容の多様化を踏まえ、地域療育センターに心理職等を増員し、利用申込後の面接や初期の療育支援を拡充します。

(1) 予算内訳

(単位：千円)

センター名		運営法人等	本年度予算
1	南部地域療育センター	指定管理： (福)青い鳥	380,756
2	中部地域療育センター		409,250
3	東部地域療育センター		476,531
4	戸塚地域療育センター	指定管理： (福)横浜市リハビリテーション事業団	380,789
5	北部地域療育センター		375,894
6	西部地域療育センター		423,749
7	地域療育センターあおば	民設民営： (福)十愛療育会	288,940
8	よこはま港南地域療育センター	民設民営： (福)横浜市リハビリテーション事業団	341,148
計			3,077,057

(2) サービス内容

相談・地域支援部門	療育に関する相談、保育所や幼稚園、小学校等への支援、区福祉保健センターの療育相談へのスタッフ派遣、保育所等訪問支援、障害児相談支援等
診療部門	診断、検査、評価、指導、訓練等
通園部門	未就学児を対象とした集団療育等（児童発達支援、医療型児童発達支援）

**2 総合リハビリテーションセンターにおける障害児支援の充実<拡充>**

**2,806万円 (1,907万円)**

総合リハビリテーションセンターに心理職を増員し、利用申込後の面接や初期の療育支援を拡充します。

※総合リハビリテーションセンターは健康福祉局予算で運営していますが、地域療育センターと同様の機能を担っています。こども青少年局では、小学校への支援及び利用申込後の面接や初期の療育支援等にかかる予算を措置します。

**3 発達障害児等の通所支援<拡充>**

**3億8,354万円 (3億5,611万円)**

地域療育センター及び総合リハビリテーションセンターが運営する児童発達支援事業所において、主として知的な遅れのない発達障害児を対象に集団療育を行います。

また、療育が必要な難聴児の増加に対応するため、総合リハビリテーションセンターにおいて、5年度からの難聴児の受入拡大に向けた準備に着手します。

10	在宅障害児及び施設利用児童への支援		
	本年度		千円 20,790,026
	前年度		17,063,095
	差引		3,726,931
本年度の財源内訳	国		9,813,020
	県		4,515,068
	その他		16,028
	市費		6,445,910

## 事業内容

障害児及び家族が安心して暮らせるよう、学齢期のデイサービスや相談支援、重症心身障害児・者等への医療的ケア等を実施します。

### 1 障害児通所支援事業等<新規・拡充>

181億6,084万円 (144億4,287万円)

#### (1) 障害児通所支援事業<拡充>

児童福祉法に基づく障害児通所支援事業等（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）を利用する児童に対する給付費を支出します。また、より多くの児童が障害児相談を利用できるよう、引き続き、障害児相談支援事業所への支援を行います。

○ 放課後等デイサービスの事業所見込数 450か所

#### (2) 障害児通所支援研修等事業

障害児通所支援事業所のサービスの質の向上を図るため、事業所向けに研修を実施します。

「横浜市版放課後等デイサービスガイドライン」に基づく運営や虐待防止等の基本的事項、児童や保護者に対する適切な支援の方法について、グループワークや実地研修に加えオンラインも活用し、事業所の理解を深め、支援の質を確保します。

#### (3) 在宅障害児支援の充実に向けた調査の実施<新規>

在宅障害児支援にかかる相談体制やサービス提供の充実に向け、実施手法の検討及び調査を区と協力して行います。

### 2 学齢後期障害児支援事業

1億2,855万円 (1億2,766万円)

学齢後期(中学・高校生年代)の発達障害児を主な対象として、思春期における障害に伴う生活上の課題の解決に向けて、診療、相談、学校等関係機関との調整及び家族への相談支援等を行います。

また、有識者等による検討会議を設置し、本事業の体制強化に向けた検討を進めます。

#### 【実施機関】

- 小児療育相談センター（所在地：神奈川区）
- 横浜市総合リハビリテーションセンター（所在地：港北区）
- 横浜市学齢後期発達相談室くらす（所在地：港南区）

### 3 障害児医療連携支援事業<拡充>

5,086万円 (4,553万円)

#### (1) メディカルショートステイ事業

常時医学的管理が必要な医療的ケアを要する重症心身障害児者等を在宅で介護する家族の負担軽減を目的として、介護者の事情により一時的に在宅生活が困難になった場合などに市立病院や地域中核病院等の協力を得て入院による受け入れ（メディカルショートステイ）を行い、在宅生活の安定を図ります。

○ 協力医療機関数：11病院

#### (2) 医療的ケア児・者等支援促進事業<拡充>

医療的ケア児・者等の在宅生活を支えるため、医療的ケア児・者等コーディネーターを中心に関係機関との連携や地域での受け入れを推進するとともに、医療的ケア児・者等コーディネーターを担える人材を養成します。

#### (3) 重症心身障害児・者等の在宅生活支援

医療的ケアを要する重症心身障害児・者の在宅生活を支えるため、訪問看護師を対象とした研修や在宅支援関係者との情報交換等を行う連絡会を開催し、医療環境の充実を図ります。

### 4 特別児童扶養手当事務費

5,358万円 (5,588万円)

障害のある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的に手当を支給します。当該手当事務のうち、請求の受付・認定等の事務を行います。手当は国から受給者に支給します。

### 5 障害児入所支援事業等<拡充>

23億9,620万円 (23億9,116万円)

障害や養護上の課題により、障害児施設に入所している児童に対する費用（措置費及び障害児入所給付費）を支出するとともに、施設に対して職員の加配等を行い、機能強化を図ります。

さらに、契約により入所している児童の世帯に対して、措置による入所と同等の費用負担となるように、引き続き本市独自の利用者負担助成を行います。

また、福祉型障害児入所施設に入所する児童の地域移行に向けた相談支援を充実させるために、児童のアセスメントや関係機関支援等を行うコーディネート業務を新たに実施します。



11	妊娠から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実	
	本年度	千円 5,161,066
	前年度	5,696,539
	差引	△ 535,473
本年度の財源内訳	国	480,891
	県	189,182
	その他	11,633
	市費	4,479,360

**事業内容**

誰もが安心して出産・子育てができる環境づくりに向け、生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援を充実することで、子どもの健やかな育ちを支えます。

**1 子育て世代包括支援センター事業<拡充>**

**4億4,452万円 (2億3,036万円)**

母子保健コーディネーターを全区の福祉保健センターに配置し、主に妊娠届出時から産後4か月までの継続した相談対応や、母子保健サービスの利用案内等を行うことで、妊婦や養育者の不安や負担の軽減を図り、横浜市版子育て世代包括支援センターとしての支援を充実します。

妊産婦や乳幼児等の実情や支援経過を電子化することで、個別の支援状況等を一元的に把握し、適切なタイミングできめ細かな支援を行います。

(母子健康手帳交付時面接実施見込率：100%)

**2 妊婦・産婦健康診査事業**

**23億758万円 (22億4,369万円)**

(1) 妊婦健康診査

妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査費用の一部を助成します。

(延べ見込件数：329,029人)

(2) 産婦健康診査

産褥期の心身の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、産後2週間・1か月における産婦健康診査費用の一部を助成します。

(延べ見込件数：39,013人)

**3 妊婦歯科健康診査事業**

**4,652万円 (4,341万円)**

妊娠期における歯科疾患の予防、早期発見、早期治療につなげ、母体と胎児の健康増進を図ることを目的に、歯科医療機関に委託し、歯科健診を実施します。

また、女性の生涯を通じた歯の健康及び生まれてくる赤ちゃんの健やかな成長に寄与します。

(受診見込件数：10,368件)

**4 母子保健指導事業**

**7,059万円 (6,048万円)**

母体の保護並びに乳幼児の健康保持及び増進を図るために、母子健康手帳の交付、子育てガイドブック等の配布、母親(両親)教室の開催、女性の健康相談、妊産婦と乳幼児への保健指導、母子訪問指導員による新生児訪問等を行います。

(訪問見込件数：9,000件)

また、養育者等に講演会、相談及び指導を通じて、小児ぜん息、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー等、アレルギー疾患・スキンケア等についての正しい知識の普及啓発を行います。

**5 乳幼児健康診査事業**

**9億944万円 (7億776万円)**

(1) 乳幼児健康診査

区福祉保健センターにおいて4か月児、1歳6か月児及び3歳児を対象に、心身の発育状況の確認及び適切な指導を行い、必要な支援につなげるとともに、健康管理や栄養、生活習慣の確立、歯科・口腔機能の確立や疾患の予防等、育児に関する指導を行うことで、乳幼児の健康の保持及び増進を図ります。

(受診見込件数：75,270件)

(2) 医療機関乳幼児健康診査

医療機関乳幼児健康診査の受診票を3回分発行し、生後1か月、7か月及び12か月での受診を勧奨し、乳幼児の健康の保持及び増進を図ります。

(受診見込件数：57,672件)

(3) 未受診者対策

乳幼児健診等の受診状況を母子保健システムで確認し、迅速に受診勧奨を行います。また、未受診者に対して保健師等が訪問等により、健康状態や育児状況の把握を行うとともに、必要に応じて相談支援を実施します。

## 6 新生児聴覚検査事業

4,841万円 (4,402万円)

新生児期に聴覚の異常を発見し、適切な支援を行うことで、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期支援を図るために、検査費用の一部を助成し受診を促します。(受診見込件数：17,705件)

## 7 妊娠・出産サポート事業 **特集2**

1億4,418万円 (6,574万円)

### (1) 妊娠・出産相談支援事業

予期せぬ妊娠など妊娠・出産の不安や悩みを抱えた方が、電話やメールで気軽に相談できる「にんしんSOSヨコハマ」を運営し、妊娠早期からの相談支援を充実させるとともに、児童虐待の予防につなげます。(10:00~22:00 365日開設)

### (2) 産後母子ケア事業

心身ともに不安定になりやすい産後4か月までの時期に、市内の助産所や病院・診療所を活用し、デイケア・ショートステイ・訪問型サービスを提供します。(利用見込者数：2,032人)

### (3) 妊産婦メンタルヘルス事業

産科等の医療機関と行政が連携し、妊娠・出産に起因する産後うつ等の予防及び早期発見・早期支援を行います。

妊産婦やその家族に向けた産後うつに関する啓発や支援者向けの研修を行うとともに、産後うつのフォロー体制の構築に向け、関係機関の連携を図る連絡会を開催します。

また、産後うつ等の心の不調を抱える妊産婦や、その家族が精神科医に相談しやすい環境を整備するため、おやこの心の相談事業を実施します。

## 8 育児支援事業

2億1,714万円 (2億874万円)

### (1) 育児支援家庭訪問事業

区福祉保健センターの育児支援家庭訪問員が、子育ての不安や孤立感を抱え、継続的な支援が必要と認められる家庭を訪問し、育児の相談・支援を行うほか、育児支援ヘルパーを一定期間派遣し安定した養育ができるよう支援します。(延べ訪問見込回数：6,538回)

### (2) 産前産後ヘルパー派遣事業

育児への不安や負担が生じやすい妊娠中及び産後5か月未満の子育て家庭に対し、支援の必要がある場合、ヘルパーを派遣し家事や育児の負担を軽減します。(延べ利用見込回数：13,680回)

## 9 こんにちは赤ちゃん訪問事業

1億1,181万円 (9,829万円)

子育ての孤立化を防ぐため、生後4か月までの赤ちゃんのいるすべての家庭を、地域の訪問員が区役所と連携して訪問し、育児情報の提供等を行います。(訪問見込件数：24,728件)

## 10 乳幼児発達支援事業

1億1,678万円 (1億11万円)

乳幼児健診等で把握された「育てにくさ」を感じている養育者や発達面でフォローが必要な乳幼児に対して、養育者が先の見通しを持って健やかな育児ができるよう、個別相談やグループ支援を行います。(心理個別相談見込件数：6,500件)

## 11 不妊・不育相談等支援事業<拡充>

7億4,411万円 (18億9,395万円)

### (1) 不妊・不育相談<拡充>

不妊や不育等に悩む方に対し、区福祉保健センターでの女性の健康相談や医師・看護師による専門相談やカウンセラーによる心理的な支援(ピアカウンセリングを含む)の充実を図ります。

### (2) 特定不妊治療費の助成<拡充>

令和4年度からの不妊治療の保険適用を受け、移行期の治療計画に支障が生じないように、年度をまたぐ治療※について、経過措置として助成を行います。(※対象は一周期分に限り)

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる特定不妊治療費(体外受精及び顕微授精等)について、助成を行います。

(特定不妊治療費助成見込件数：2,800件、男性不妊治療費助成見込件数：8件)

### (3) 不育症検査費の助成

不育症で悩む方の経済的負担の軽減を図るため、検査費を助成します。



<b>12 地域における子育て支援の充実</b>		
本年度	千円 2,845,931	
前年度	2,617,920	
差引	228,011	
本年度の財源内訳	国	645,604
	県	572,113
	その他	4,395
	市費	1,623,819

**事業内容**

安心して出産・子育てができるよう、地域子育て支援拠点の運営をはじめ、子育ての先輩や幼稚園、保育所、認定こども園、空き店舗など地域の資源を活用した交流、相談の場の充実や、地域ぐるみで子育てを温かく見守る環境づくり等に取り組みます。

**1 地域子育て支援拠点事業<拡充> 13億7,658万円 (13億1,169万円)**

(1) 地域子育て支援拠点の運営

ア 実施内容

- (ア) 親子の居場所事業
- (イ) 相談事業
- (ウ) 子育て情報の収集・提供事業
- (エ) 利用者支援事業
- (オ) 子育て支援ネットワーク事業
- (カ) 子育て支援関係者の人材育成事業
- (キ) 横浜子育てサポートシステム区支部事務局

イ 実施か所数 継続18か所 (全区)

ウ 運営方法 子育て関連事業に取り組んでいるNPO法人、社会福祉法人等に委託して実施

(2) 地域子育て支援拠点に準じた拠点サテライトの整備<拡充>

**特集2**

ア 実施内容

乳幼児人口が多い区に、地域子育て支援拠点に準じた機能を持つ拠点サテライトを新たに整備します。既存の地域子育て支援拠点とは異なるエリアに設置し、その地域の中核として既存の拠点と一体的に運営します。

- (ア) 親子の居場所事業
- (イ) 子育て情報の収集・提供事業
- (ウ) 相談事業

※子育て支援ネットワーク事業及び子育て支援関係者の人材育成事業については、既存拠点と一体的に実施

イ 実施か所数

新規1か所 (保土ヶ谷区/令和5年3月開所予定)、継続7か所

(3) 拠点サテライトにおける利用者支援事業の実施<拡充>

**特集2**

子育て家庭からの個別相談に応じ、家庭の状況やニーズにあった適切な地域の施設や子ども・子育て支援事業等の選択肢を提示し、円滑な利用へつなげる利用者支援事業を、拠点サテライトで実施します。

実施か所数 新規1か所 (旭区/令和5年3月開始予定)、継続6か所

(4) 地域子育て支援拠点による「出張ひろば」の実施<拡充>

拠点へのアクセスが良くない地域への支援強化のため、施設外での居場所である「出張ひろば」を実施し、これまで拠点を利用していなかった親子への積極的なアプローチに取り組みます。

実施か所数 新規1か所、継続2か所

(5) 地域子育て支援拠点による一時預かり事業の実施<拡充>

「親のリフレッシュの場の提供」と「親の預けることへの不安軽減」を目的に、保護者に身近な地域子育て支援拠点の親子の居場所等を活用した一時預かり事業を実施します。

実施か所数 新規1か所、継続2か所

**2 親と子のつどいの広場事業<拡充>**

**4億9,637万円 (4億8,087万円)**

(1) 実施内容

商店街の空き店舗やアパートの一室等を活用し、親子の交流の場の提供、子育て相談の実施、地域の子育て関連情報の提供を行います。

(2) 実施か所数

新規2か所、継続71か所

(3) 一時預かり事業

実施内容 : 広場のスペースを活用した一時預かりを実施します。

実施か所数 : 新規1か所、継続36か所

定員 : 111人

### 3 保育所・幼稚園・認定こども園子育てひろば事業<拡充>

3億3,828万円 (2億9,239万円)

- (1) 実施内容  
施設の地域開放、子育て相談、育児講座、園児との交流保育等を実施します。
- (2) 実施か所数  
ア 週3日以上開設する常設園  
新規4か所、継続73か所  
イ 開設日が週3日未満の非常設園  
新規4か所、継続383か所

### 4 子育て支援者事業

7,335万円 (7,121万円)

保護者が子育ての不安を軽減・解消し、安心して子育てができる環境をつくることを目指し、地区センターや地域ケアプラザ等の身近な施設で、地域の身近な子育ての先輩である「子育て支援者」が親子の交流をすすめたり、相談に応じる子育て支援者会場を運営します。

- 実施開催数 継続183会場

### 5 親子の居場所事業(常設)従事者のための体系的な研修の実施<拡充>

※予算額は1～3を含む

- (1) 研修の実施  
経験年数や施設内での役割に応じた、常設の親子の居場所(地域子育て支援拠点事業、親と子のつどいの広場事業、保育所・幼稚園・認定こども園子育てひろば事業)従事者向け研修を実施し、支援の質の向上を図ります。
- (2) 職員代替配置加算による研修機会の確保<新規>  
親子の居場所事業(常設)従事者の研修機会の確保のため、代替職員を配置した場合、事業費の加算を行います。  
○対象事業  
地域子育て支援拠点事業、親と子のつどいの広場事業  
保育所・認定こども園子育てひろば事業(常設)

### 6 横浜子育てサポートシステム事業<拡充>

特集3

4,011万円 (2,491万円)

- (1) 実施内容  
利用会員や提供会員として登録した市民が、地域の中で子どもを預け、預かります。  
また、ひとり親家庭及び市民税非課税世帯の方が、本事業を利用した際にかかる利用料金(活動報酬)について、減免を行います。
- (2) 会員数(令和4年2月末時点)
  - 利用会員(11,511人)・・・市内在住で生後57日以上小学校6年生までの児童がいる方
  - 提供会員(2,071人)・・・市内在住で健康で、子育て支援に理解と熱意のある20歳以上の方
  - 両方会員(684人)・・・利用会員かつ提供会員の方

### 7 乳幼児一時預かり事業<拡充>(再掲(P.17))

5億1,696万円 (4億3,225万円)

- (1) 実施内容  
育児に対する負担感や不安の軽減と、短時間の就労をされている方の保育ニーズに対応するため、認可外保育施設や、小規模保育事業を実施する場所に併設して、一時預かり事業を実施します。
- (2) 実施か所数
  - 8時間実施施設：継続17か所
  - 11時間実施施設：新規3か所 継続12か所

### 8 子育て家庭応援事業

430万円 (460万円)

子育てを地域社会全体であたたかく見守り、応援するという機運を醸成していくため、小学生以下の子どもがいる家庭の方や妊娠中の方が、ステッカーが掲示された協賛店で、ちょっとした心配りや設備・備品の利用、割引・優待など、子育てを応援するサービスを受けられる事業(愛称「ハマハグ」)を実施します。

- 協賛店舗・施設数 4,826店舗・施設(令和3年12月末時点)



【地域子育て支援拠点】  
(戸塚区・とつとつ)



【乳幼児一時預かり事業】  
(青葉区・子どもミニデイサービス まーぶる)

13		ひとり親家庭等の自立支援		事業内容	
本年度		千円 277,639		<b>1 ひとり親家庭等自立支援事業&lt;拡充&gt;</b> <b>2億7,764万円 (2億1,303万円)</b>	
前年度		213,032			
差引		64,607			
本年度の財源内訳	国	172,157		<b>(1) 自立支援教育訓練給付金</b> 主体的な能力開発の取組を支援することで、ひとり親家庭の自立を促進するため、①介護ヘルパー等の一般教育訓練及び②看護師等の専門実践教育訓練の対象講座を受講した場合、受講料の一部を支給します(費用の6割。上限は①20万円、②80万円。)。	
	県	—			
	その他	9,856			
	市費	95,626			
<b>(3) 高等職業訓練促進給付金&lt;拡充&gt;</b> 看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために、養成機関で修業する場合に、4年を上限に修業期間中の生活の負担を軽減するため、生活費を支給します。 また、デジタル分野をはじめとした好条件での就労につながる職業訓練の受講の促進のため、資格取得に必要な訓練期間を1年以上から6か月以上に緩和し、民間資格の取得の場合も給付の対象とします。 ※3年度補正予算より計上					
<b>(4) 高等職業訓練促進資金貸付事業&lt;拡充&gt;</b> 高等職業訓練促進給付金受給者に対する就学準備金等の貸付や、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者等に対し、住居の借上げに必要となる住宅支援資金の貸付を行います。 ※3年度補正予算より計上					
<b>(5) 日常生活支援事業</b> ひとり親家庭の親が、修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助や子育て支援が必要な場合に、家庭生活支援員(ヘルパー)を派遣します。					
<b>(6) 母子家庭等就業・自立支援センター事業(ひとり親サポートよこはま)</b> ひとり親家庭の総合的な窓口として、情報提供やひとり親家庭同士の交流、講習会、就労相談、弁護士等による専門相談、養育費セミナー等を関係機関と連携して実施し、自立を支援します。 <社会福祉基金を活用>					
<b>(7) 父子家庭の交流事業</b> 父子家庭向けの交流会を実施し、当事者同士の交流を通じた気付きの機会の提供や、父子家庭に必要とされる情報の提供に取り組みます。					
<b>(8) ひとり親の親講座事業</b> 離婚が子どもに与える影響等を離婚前後の両親が学ぶ講座を実施し、両親の離婚にかかわらず、子どもたちが心身ともに健やかに育成される環境の整備に取り組みます。					
<b>(9) 思春期・接続期支援事業&lt;拡充&gt;</b> 親子ともに大きな生活の変化を迎える、中学に進学した子を養育するひとり親家庭に対し、学習の不安や教育費の確保等の悩みに対応するため、子への学習支援と親への相談支援を実施します。 4年度は、利用者の定員を50名から80名に増員します。 <b>特集3</b> また、事業効果の向上に向け、成果連動型民間委託契約方式(PFS: Pay For Success)を導入します。 <社会福祉基金を活用>					
<b>(10) 養育費確保支援事業</b> 調停申立や公正証書の作成の費用等(収入印紙代や手数料等)及び養育費保証契約にかかる費用の補助を行います。 <社会福祉基金を活用>					



14		DV対策事業		<u>事業内容</u>	
本年度		千円 133,380		DV被害者等が、安全で安心した生活を送ることができるよう、被害者の立場に立ち、相談、保護、自立に至るまで切れ目のない支援を行います。	
前年度		117,154		<b>1 DV被害者等に対する地域での生活に向けた支援の充実&lt;拡充&gt;</b> <b>5,332万円 (3,914万円)</b>	
差引		16,226		(1) DV相談支援センター DV被害者等を対象に、局・区・男女共同参画センターが、相談・安全確保から自立までの切れ目のない支援を行います。また、相談・支援等の向上及び児童虐待対策との連携強化を図るため、研修等を実施します。	
本年度の財源内訳	国	55,505		(2) DV被害者等の自立に向けた支援 DV被害者等の自立支援を行うために、民間支援団体に対し、補助を行います。 また、民間支援団体と協働し、一時保護施設等退所後の生活の安定を図るための支援を行う「退所後支援事業」や、一時保護には至らないものの支援が必要な女性等へ一時的な居場所の提供と相談・支援等を行う「女性のための一時宿泊型相談支援事業」等を実施します。	
	県	24,043		(3) 外国籍女性と子どもへの総合的自立支援事業 民間支援団体と協働し、様々な生活問題を抱える外国籍女性と子どもへ、電話や面接による相談・支援等を行います。	
	その他	—		(4) 母子生活支援施設入所者の自立支援及び退所後支援<拡充> 相談助言、その他必要な支援を行う職員雇用費について、法定外援助費から措置費に変更となったことにより補助単価を拡充します。	
	市費	53,832			
				<b>2 女性緊急一時保護施設補助事業</b> <b>1,475万円 (1,475万円)</b> 民間の女性緊急一時保護施設の運営費等を補助し、支援体制を確保します。	
				<b>3 加害者更生プログラムへの事業費補助</b> <b>69万円 (69万円)</b> DV被害者支援の一環として、加害者更生プログラムを実施している民間団体に対し、事業費の一部を補助します。	
				<b>4 母子生活支援施設緊急一時保護事業</b> <b>6,463万円 (6,259万円)</b> DVからの避難等、緊急の保護を要する母子を一時的に母子生活支援施設に保護し、相談・支援等を行います。 (実施施設：7か所) また、養育に課題のある妊婦に対し、妊娠・出産・育児に関する支援を行う「妊娠期支援事業」を実施します。	

15		児童扶養手当等		<u>事業内容</u>	
本年度		千円 9,891,873		ひとり親家庭等に対して、手当の支給及び特別乗車券の交付を行います。	
前年度		10,366,790		<b>1 児童扶養手当</b> <b>特集3</b> <b>89億5,066万円 (93億3,852万円)</b> ひとり親家庭等の児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与することを目的に手当を支給します。	
差引		△ 474,917		(1) 対象 18歳（中度以上の障害がある場合は20歳未満まで） 年度末までの児童を養育するひとり親家庭の父、母、 または父母に代わって養育している方	
本年度の財源内訳	国	2,952,003		(2) 支給月 奇数月に前2か月分を支給	
	県	—		(3) 月平均児童数 26,537人	
	その他	20,186		<b>2 特別乗車券の交付</b> <b>9億4,121万円 (10億2,827万円)</b> 児童扶養手当受給世帯、母子生活支援施設入所世帯の経済的支援として、市営交通機関、民営バス及び金沢シーサイドラインに無料で乗車できる特別乗車券を交付します。※世帯に1枚交付 【令和4年度交付見込み】14,899人	
	市費	6,919,684			

16		区と児童相談所における児童虐待への対応の強化	
		本年度	千円 3,659,499
		前年度	4,216,232
		差引	△ 556,733
本年度の財源内訳	国	1,086,032	
	県	37,621	
	その他	14,189	
	市費	2,521,657	

**事業内容**

児童虐待通告や相談に迅速に対応し、一時保護やその後の支援を適切に行うために、児童相談所や区役所の専門性の強化、体制強化に取り組みます。

また、地域における児童虐待防止のためのネットワークを充実し、関係機関同士の連携強化に向けた取組を行います。

さらに、市民に向けた児童虐待防止啓発・広報活動を拡充します。

**1 児童相談所の運営と機能強化<拡充>**

**23億6,081万円 (32億9,465万円)**

児童福祉法の改正を踏まえ、児童相談所の体制を強化するとともに、人材の育成に取り組みます。

(1) 児童相談所の管理運営

4か所の児童相談所で、相談や調査・支援、児童の一時保護等を実施します。

(2) 児童虐待防止対策事業<拡充>

児童虐待の早期発見・早期対応とともに、在宅支援による再発防止など、児童の安全を守り、福祉の向上を図るための専門的な支援に取り組みます。

ア 児童虐待の相談・通告への対応 **特集2**

「よこはま子ども虐待ホットライン」の運営など、24時間365日の児童虐待相談・通告に迅速かつ的確に対応します。

イ 在宅支援における訪問相談・安全確認等の充実

在宅での養育の安定を図るため、児童相談所から養育支援家庭訪問員や養育支援ヘルパーを派遣し相談や家事支援を行うことにより、児童の安全確認の徹底と再発防止に取り組みます。

(養育支援家庭訪問員：13名、養育支援ヘルパー派遣予定回数：9,639回)

ウ 法律や医療等の専門的対応力の強化<拡充>

弁護士・医師や児童相談所業務の専門家等による高度な知見に基づき、対応困難な事例に対し、適切な評価・判断による支援を行います。

また、新たに外部弁護士に一時保護所への定期的な訪問を依頼し、児童の意見表明の機会の確保を図るとともに、児童の権利擁護の視点から助言を得ます。

(3) 児童相談所における人材の育成<拡充> **特集2**

児童福祉法に規定する児童福祉司任用前講習会・任用後研修をはじめ、各係の業務に応じた係別研修や外部への派遣研修を実施し、専門的な援助技術の向上を図ります。4年度は、一時保護所職員を対象に、児童の権利擁護意識の向上を図るための専門研修を拡充します。

(4) 児童相談所の新設及び再整備<拡充> **特集2**

児童虐待相談対応件数の増加への対応や、一時保護所における支援環境の向上を図るため、鶴見区で新たな児童相談所の整備に着手します。また、開所までの間、初動対応の強化を図るため市内東部方面に中央児童相談所のサテライト拠点を新設します。さらに、各児童相談所の再整備を進めます。

○4年度実施内容

(仮称) 東部児童相談所：基本設計

中央児童相談所サテライト：設置

南部児童相談所：移転新設工事

北部児童相談所：一部改修工事

中央児童相談所：一部改修工事

**2 養育支援の充実<拡充> **特集2****

**5億1,490万円 (4億7,506万円)**

(1) 横浜型児童家庭支援センター<拡充>

児童家庭支援センターを新たに緑区に設置し、18区の各センターで相談員や心理担当職員が、家庭での子育てに関する様々な相談に応じ、区や児童相談所などの関係機関と連携して専門的な相談、支援が必要な家庭の見守り、子育て短期支援事業など福祉サービスの利用調整を行います。また、安定した施設運営ができるように、産休等代替職員を雇用する費用を補助します。

(2) 子育て短期支援事業

保護者の病気等の理由で、一時的に家庭での子どもの養育が難しくなった場合、各区の児童家庭支援センターや市内の児童養護施設等でショートステイやトワイライトステイなどの一時的な預かりを実施します。

### 3 区役所の機能強化と地域等との連携、児童虐待防止の取組<拡充>

7億8,379万円(4億4,652万円)

#### (1) こども家庭総合支援拠点機能の整備<拡充> **特集2**

児童福祉法に基づく「こども家庭総合支援拠点」機能について、区役所こども家庭支援課への整備を進め、要保護児童等への支援の強化や、子どもや家庭からの様々な相談に専門職が対応する「こども家庭相談」を実施します。4年度は、新たに8区において専門職の配置や必要な設備の整備を行い、全区での運営を開始します。

#### (2) かながわ子ども家庭110番相談LINE **特集2**

子ども本人や保護者の方が、親子関係や家族の悩み、子育ての不安などを気軽に相談できるようにするため、「かながわ子ども家庭110番相談LINE」を運用し、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に取り組みます。

#### (3) 区役所における人材の育成 **特集2**

虐待対応における専門性強化のため、区の虐待対応に関わる職員向けの専門家による研修や中堅職員に向けたスキルアップ研修を実施するなど、人材育成の充実を図ります。

また、区役所の調整担当者に対して、児童福祉法に規定する調整担当者研修を実施します。

#### (4) 関係機関との情報共有、連携強化<拡充> **特集2**

要保護児童対策地域協議会の支援体制の維持・向上を図るため、関係機関向けの研修実施などのネットワークの充実を図ります。さらに、他都市との迅速な情報共有を図るため、全国で運用開始した「要保護児童等に関する情報共有システム」との連携のためのシステム改修を行い、児童虐待の早期発見と適切な対応につなげます。

また、児童虐待対応に関する知識と経験のある児童精神科医を派遣する児童精神科医コンサルテーション事業や、区役所の児童虐待対応における検討会議等に児童福祉の専門家を派遣する、スーパーバイザー派遣事業を行います。

#### (5) 医療機関との連携強化

横浜市児童虐待防止医療ネットワーク(YMN)会議の開催や研修等を行い、医療機関との連携強化の充実を図ります。

#### (6) 児童虐待防止の広報・啓発<拡充> **特集2**

「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づき、11月の児童虐待防止推進月間及び毎月5日の子供虐待防止推進の日を中心に、関係機関・団体、商店街、交通機関等と連携した広報・啓発事業を身近な地域でさらに進めます。特に条例改正で明文化した「子どもに対する体罰等の禁止」などについて、SNS等を活用することにより広報・啓発を強化します。

## 「横浜市子供を虐待から守る条例」の一部改正の概要

「横浜市子供を虐待から守る条例」は、子どもが虐げられ、傷つくことが決してないように、全ての市民が一丸となって、地域の力で子どもと家庭を支える環境づくりを推進するため、平成26年6月5日に制定されました。

令和元年6月に児童虐待防止法が改正され、親権者による体罰の禁止などが明文化されたことを踏まえ、令和3年10月に本条例の一部改正を行いました。この条例改正では、体罰その他の子どもの品位を傷つける行為がなく、全ての子どもが一人の人間として尊重され、健やかに成長することができる社会の形成に取り組むことなどを追記しています。

この改正を踏まえて、区役所へのこども家庭総合支援拠点の整備による「こども家庭相談」の実施や要保護児童対策地域協議会の関係機関向け研修、SNS等既存の広報媒体にとらわれない様々な方法での広報・啓発の実施などを通じて、児童虐待の防止、体罰等によらない子育てを推進します。



【子どもへの体罰禁止啓発ポスター(左)】



【横浜市児童虐待防止キャラクター「キャッピー」による啓発活動の様子(右)】



17		社会的養護の充実	
本年度		千円 6,871,870	
前年度		6,562,945	
差引		308,925	
本年度の財源内訳	国	3,165,740	
	県	—	
	その他	72,529	
	市費	3,633,601	

## 事業内容

家庭での養育が困難な児童が、必要な支援を受けながら、落ち着いた環境の中で安定した生活が送れるよう、社会的養護の充実に取り組みます。

### 1 里親制度等の推進＜拡充＞ 1億6,923万円（1億5,411万円）

#### (1) 里親制度の広報啓発＜拡充＞ **特集2**

里親制度が広く市民に理解され広まるよう、SNS等を活用し制度の認知度向上に取り組みます。

里親活動に関心のある方を対象とした制度説明会や講演会を開催するとともに、里親申請者に対する研修の受入人数を増やし、より多くの子どもを里親家庭に迎えらるよう、里親の確保に取り組みます。

#### (2) 里親家庭への支援

登録前研修、登録更新研修などの法定研修に加え、養育技術や社会的養護を必要とする子どもの理解を深めるための研修等を実施し、子どもが安心して生活できるよう里親の養育力を高めます。

児童相談所の里親専任職員が施設など関係機関と連携し、委託前の子どもと里親の交流や、委託後の支援を丁寧に行うとともに、里親対応専門員を配置し、家庭訪問等による里親子の支援を実施します。

また、里親が養育上の困りごとを気軽に相談できるよう、里親支援機関に相談員を複数配置する等、相談支援体制の充実を図ります。

#### (3) ファミリーホーム事業＜拡充＞

地域の家庭的な環境の中で養育するファミリーホームを運営するとともに、新規ホームの開設を支援します。  
(新規開設：2か所)

### 2 施設等を退所する子どもへの支援

2億2,764万円（2億59万円）

#### (1) 児童養護施設等を退所した子どもへのアフターケア **特集3**

児童養護施設等を退所し、進学または就労する子どもが、社会で自立した生活を安定して送れるよう、施設等入所中から継続した相談支援や居場所（よこはまPortFor）の運営等を実施します。

施設等を退所した後も、訪問等により個々の状況を継続的に把握し、生活全般や住まい等に関する困りごとへのサポートを行います。

#### (2) 資格等取得支援事業 **特集3**

施設等退所後、経済的事情で支援を必要とする児童に対し、運転免許やヘルパーなど就職に必要な資格取得のための費用や、専門学校・大学等に進学する際の初年度納入金及び家賃を支給します。  
<社会福祉基金を活用>

#### (3) 自立援助ホーム事業

義務教育終了後に児童養護施設等を退所し、自立生活を目指す児童に対して、共同生活の中で就労・就学支援等を行い、自立と生活の安定に向けた援助を行う自立援助ホームを運営するとともに、心理担当職員を配置し、心理面からの自立支援を行うための補助を実施します。

### 3 児童措置費等＜拡充＞

64億7,501万円（62億825万円）

児童福祉法に基づき要保護児童を入所施設に措置した場合や里親等に委託した場合、また、母子家庭の母子生活支援施設への入所や妊産婦の助産施設への措置を行った場合に、施設の設定及び運営の基準を維持する費用を支弁します。

入所児童等の教育費や、施設職員の処遇改善や業務内容に応じた加算の実施に加え、ケアを必要とする児童の養育環境の向上を図ります。

また、国の「新しい社会的養育ビジョン」に基づき、小規模化・地域分散化を図るために必要な職員配置にかかる費用を支弁します。

18		ワーク・ライフ・バランスの推進	
本 年 度		千円	10,295
前 年 度			9,125
差 引			1,170
本 年 度 の 財 源 内 訳	国		—
	県		3,302
	その他		100
	市 費		6,893

**事業内容**

ワーク・ライフ・バランスの推進のため、普及・啓発、父親育児支援、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援に取り組みます。

**1 ワーク・ライフ・バランスの推進<拡充> 1,030万円 (913万円)**

(1) ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発  
社会全体で子育てに取り組む機運を醸成し、働きやすく子育てにやさしい環境づくりを促進・支援するため、ワーク・ライフ・バランス推進に関する市民向けの普及・啓発等に取り組みます。

(2) 父親育児支援<拡充>  
父親育児の機運を高め、父親同士の仲間づくりを支援するため、地域ケアプラザ等の身近な施設や家族で賑わう商業施設において開催する父親育児支援講座の実施回数を増やします。  
また、啓発冊子やウェブサイト（ヨコハマダディ）による情報発信を行います。

(3) 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援  
結婚を希望する方及び子の結婚を希望する保護者向けセミナーを開催します。



計画の推進

19		計画の推進	
本 年 度		千円	35,731
前 年 度			23,073
差 引			12,658
本 年 度 の 財 源 内 訳	国		9,861
	県		—
	その他		11,755
	市 費		14,115

**事業内容**

「横浜市子ども・子育て支援事業計画」の推進のための会議や市民向けフォーラムを開催します。

「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」に基づき、地域における子どもの居場所づくりを推進するとともに、新たにヤングケアラーの支援に向けた取組等を行います。

**1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の推進<拡充> 753万円 (569万円)**

(1) 横浜市子ども・子育て会議の開催  
有識者や子育て支援者、教育・保育関係者、市民委員等からなる子ども・子育て会議において、計画の実施状況の点検・評価や地域子ども・子育て支援事業の中間見直し等に関する審議を行います。

(2) 子ども・子育てを支える機運の醸成<拡充>  
計画の理念に基づき、地域社会全体で子ども・子育てを支える機運の醸成に向けて、市民向けフォーラムを開催します。

**2 横浜市子どもの貧困対策に関する計画の推進<新規・拡充> 2,820万円 (1,739万円)**

(1) 子どもの貧困対策に関する計画推進会議の開催  
子どもや家庭への支援に関わる団体・事業者や学識経験者、学校関係者等からなる会議において、計画推進のための意見聴取等を行います。

(2) 地域における子どもの居場所づくり推進事業<拡充> **特集3** <社会福祉基金を活用>  
「子ども食堂」等の地域の取組が推進されるよう、支援に取り組みます。  
子どもの居場所づくりの取組に対する補助金の交付や、アドバイザーの派遣による相談支援等のほか、フードバンク等と連携した食材等の配布について、実施期間を半年から1年に拡充します。

(3) ヤングケアラーの支援に向けた取組<新規> **特集3** <社会福祉基金を活用>  
本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども、いわゆる「ヤングケアラー」について、本市における実態を把握するための調査を実施します。また、社会的認知度の向上を図り、早期発見につなげていくため、市民や関係機関向けの広報・啓発としてリーフレットを作成するほか、理解促進のためのフォーラムを開催します。



<b>20 児童手当</b>		
本年度	千円 49,089,400	
前年度	51,297,715	
差引	△ 2,208,315	
本年度の財源内訳	国	33,787,536
	県	7,429,122
	その他	7,253
	市費	7,865,489

**事業内容**

児童を養育している家庭等における生活の安定と、児童の健やかな成長に資することを目的に、当該児童の養育者に手当を支給します。

**1 児童手当**

**490億8,940万円** (512億9,772万円)

(1) 対象  
中学校修了までの児童

(2) 手当額 (児童1人あたり)

3歳未満		月額 15,000円
3歳以上 小学校修了前	第1・2子	月額 10,000円
	第3子以降	月額 15,000円
中学生		月額 10,000円

- ・所得制限以上となる世帯 月額 5,000円
- ・所得上限以上となる世帯 支給なし

(3) 支給月  
6月・10月・2月に前4か月分を支給します。

(4) 制度改正  
令和4年6月1日施行の児童手当法一部改正等により、所得上限限度額が新設されます。また、現況届の提出について原則不要となります。

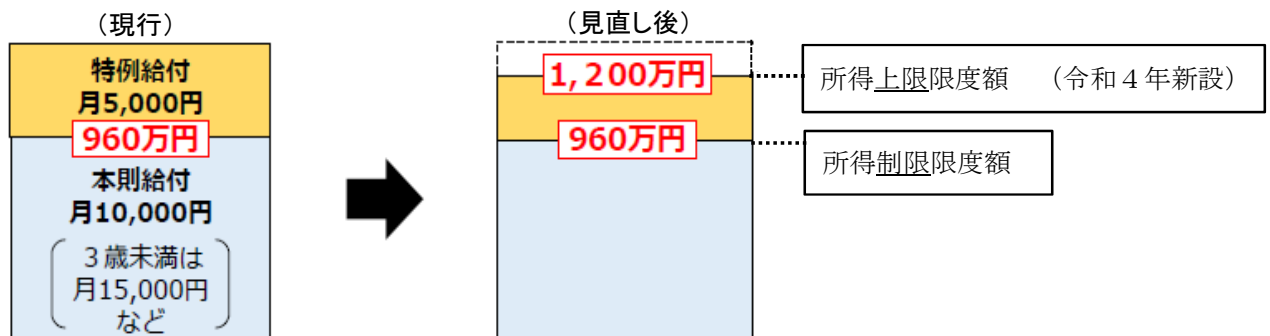
ア 所得上限限度額の新設

令和4年10月支給分(6月～9月分)より、特例給付の対象者のうちその所得の額が一定の額以上の方が支給対象外となります。

※扶養人数により、基準となる所得額は異なります。

【所得上限限度額の具体例】

扶養人数3人(児童2人、年収103万円以下の配偶者で構成される4人家族)の場合は以下の図のとおりです。



イ 現況届の原則廃止

児童手当の受給者は、これまでは毎年6月1日現在の状況について現況届の提出をする必要がありましたが、4年度より、児童の養育状況が変わらない方については、離婚協議中などの方を除き、現況届の提出が不要になります。

(5) 月平均児童数

6月支給分 430,891人  
10月・2月支給分 387,110人 (上記(4)アの影響により43,781人減少)

21	母子父子寡婦福祉資金貸付事業 （母子父子寡婦福祉資金会計）		<b>事業内容</b>
	本年度	千円 907,870	<p>母子家庭、父子家庭及び寡婦の経済的自立を促し、児童の福祉を増進するための各種の資金貸付を行います。</p> <p><b>1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業</b> <b>9億787万円</b>（11億2,961万円）</p> <p>(1) 対象者 ア 母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦又はその児童等 イ 40歳以上の配偶者のない女子で現に児童を扶養していない人</p> <p>(2) 主な資金 修学資金、就学支度資金等（12資金）</p> <p>(3) 貸付利子 無利子又は年利1.0%</p> <p>(4) 償還について ○ 期間：据置（6か月又は1年）後3年～10年以内 滞納者に対して通知・訪問・電話での償還交渉を行います。</p> <p>(5) 貸付限度額（例：修学資金） ○ 私立高校（自宅通学）：30,000円／月額 ○ 私立大学（"）：72,000円／月額 ○ 大学院（修士課程）：88,000円／月額</p> <p>(6) 国への償還及び一般会計への繰入れ 令和2年度の決算において生じた剰余金について、政令で定める基準額を超えたため、国の定める算定方法に基づき、一部を国へ償還し、一部を一般会計へ繰り入れます。</p>
	前年度	1,129,605	
	差引	△ 221,735	
本年度の財源内訳			
	国	—	
	県	—	
	その他	877,108	
	市費	30,762	



CHILD AND YOUTH BUREAU

こどもせいしょうねん

